

令和4年8月29日

1. 出席議員

2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
12番	服部	良一			

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一
書記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
防	災	毛利	昭夫
企	画	隈本	興樹
定	住	高巢	雅彦
観	光	荒川	真美
企	業	橋本	秀樹
税	務	田代	秀明
環	境	石橋	信輝
人	権	古家	浩
共	同		
参	画		
推	進		
課	長		
子	育	末崎	聡
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
学	校	郷田	純一
教	育		
課	長		

議事日程第2号

令和4年8月29日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高山正信議員
- 2 高橋信広議員
- 3 橋本正敏議員
- 4 森茂生議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の一般質問よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。高山正信議員、高橋信広議員、森茂生議員要求の資料及び森茂生議員提出の資料をタブレットに配信しております。

なお、1番中島信二議員、12番服部良一議員、13番大坪久美子議員からの欠席届を受理しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。2番高山正信議員の質問を許します。

○2番（高山正信君）

皆さんおはようございます。2番高山正信でございます。

傍聴にお越しの皆様には、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

9月定例会の一番手としまして、しっかりとお伺いさせていただきたいと思ひますので、よ

ろしくお願いいたします。

さて、この八女市においても、新型コロナウイルス感染症が急激な増加を見せております。八女市での感染者数も1万人を超えて収束が見えない中、日夜最前線で職務に当たっておられます医療介護従事者、関係者の皆様並びに職員の皆様に対して、改めて心より感謝申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、大きく2点質問いたします。まず1点目が人・農地プランについて、2点目が八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いいたします。

高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、人・農地プランについて。

人・農地プランの進捗状況についてはどうかというお尋ねでございます。

人・農地プランの進捗状況につきましては、農地利用に関するアンケート調査の実施、アンケート情報を基に地図化による現況把握、地区ごとの意見集約等を実施し、将来における農地利用方針に沿った人・農地プランの作成が令和3年3月に完了したところでございます。実質化された人・農地プランにつきましては、現在、市のホームページで公表をいたしております。

今後も地域と関係機関が連携を図りながら、中心となる農業経営体の育成や農地集積等、人・農地プランに沿った支援に努めてまいります。

次に、生産品目別の土地の集約化についてでございます。

生産品目別の土地の集約化につきましては、JAふくおか八女において作物部会員を対象に意向調査が実施されております。将来における経営規模の意向、営農継続が可能な年数、後継者情報など、おおむね回収が終わり、現在、集約が進められているところでございます。調査情報につきましては、八女市や普及センターなどの関係機関で構成する八女地域農業振興推進協議会において共有しているところであります。

今後、園地の流動化や新規就農者の農地確保など効果的な運用や支援ができるよう検討を重ねてまいります。

次に、耕作放棄地の有効活用についてでございます。

耕作放棄地につきましては、農家の労働力に見合った品目転換などを検討し、農地として活用していただくことを基本に考えております。しかし、森林・原野化しているなど、農地に復元することが著しく困難と見込まれる農地や、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地につきましては、農地か

ら他用途への変更を検討し、本来守るべき優良農地との明確化を図ります。

次に、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

まず、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてでございます。

令和3年度からスタートした第2期の総合戦略につきましては、事業の効果検証及び改善を行うことが重要であることから、毎年、外部有識者による効果検証により、今後の取組に関する助言等をいただきながら事業を推進しているところでございます。

昨年度につきましては、多くの分野において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、目標達成が困難となった事業もございしますが、引き続き感染状況を踏まえながら、各種の事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、移住就農者・新規就農者を増やすための八女市の考えはという御質問でございます。

移住就農者、新規就農者を増やすための具体的施策につきましては、八女市、JAふくおか八女及び普及センターで構成する八女市担い手育成総合支援協議会に専門の新規就農相談員を配置し、就農希望者の様々な相談に対応をいたしております。

その中で、国の補助事業や八女市独自の支援策などについて情報を提供するとともに、関係機関と連携しながら、技術習得等の研修、研修後の経営発展に向けた取組、就農に向けた空き農地等の確保及び移住支援など様々な取組を行っております。

最後に、移住定住についてでございますが、本市の移住・定住につきましては、第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若い世代が子育てを安心して行い、良質な暮らしができる環境をつくとともに、移住・定住に関わる情報を効果的に発信することにより、本市への移住・定住の促進を図っているところであります。

以上、御答弁申し上げます。

○2番（高山正信君）

質問に入らせていただく前に、新型コロナウイルス感染症対策及びウクライナ情勢に伴う物価高騰対策につきまして、農業者を対象とした収入保険への補助など様々な支援策を検討いただき、本会議において補正予算を提案されていますことに対しまして、まず御礼を申し上げます。今後もいまだ収束の見えない新型コロナウイルス感染症、またウクライナ情勢を背景とした物価高騰など、市民生活に大きく影響する社会情勢が続くのではないかと考えられます。市におかれましては、今後も市民生活に寄り添った様々な支援を継続していただくようお願い申し上げます。質問に移らせていただきます。

まず、人・農地プランですが、現在、農業を取り巻く情勢は、担い手農家の高齢化や減少という大変厳しい状況であると思っております。このような状況を鑑みて、担い手農家への農地集積や耕作放棄地の利活用を中心に質問させていただきたいと思っております。

人・農地プランの進捗状況についてですが、八女市の人・農地プランにつきましては、令

和3年3月に完了し、公表されていますが、人・農地プランの趣旨は、持続性の高い農業、農村の育成や地域農業を担う次世代の担い手農家へのスムーズな農地集約であると認識をしております。

そこで重要となるのは、農業者間の情報共有であり、地域農業者によるコミュニティの充実ではないかと考えています。八女市の中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の集落協定がそのコミュニティに該当するのではないかと思います。この集落協定の活動が持続力のある農業地域につながるものと考えているんですが、そこでお伺いしたいんですが、八女市における中山間地域等直接支払制度の集落協定数や協定面積の推移はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、5年を1期として事業に取り組んでおるところでございます。現在、5期目の取組となっております。集落協定数が197集落、協定面積につきましては1,730ヘクタール、前期の4期の取組の実績の集落協定数で237集落、面積で2,206ヘクタールとなりますので、4期から5期につきましては集落協定数で40集落、面積につきましては476ヘクタール減少となっております。この減少した背景といたしましては、取り組まれる農家の高齢化が主な原因だと分析しているところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

要するに高齢化に伴い中山間地域等直接支払制度の活用が減少しているということだと思うんですが、今後も高齢化を背景とした減少は避けられないと思っています。そこで重要となるのは、地域内の優良農地をいかに担い手へ引き継ぐかだと思うんですが、そこでお伺いしたいんですが、集落協定内で次世代を担う担い手農家へ優良農地がスムーズに集約されるよう、どのような取組をされているのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

中山間地域等直接支払制度の事業の推進においては、代表者会議、現地確認、実績等の確認作業など、現場レベルでの事業の推進及び確認作業を行っているところでございます。その際に、地域の優良農地が荒廃化しないように、また担い手へ集約できるよう認識を持っていただくように事業の推進を行っているところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

地域としても、やっぱり周辺農地が荒れることは避けたいという思いがあると思いますし、

一人でも多くの担い手の農家が残り、農村集落の維持、継続を望んでおられると思いますので、引き続き事業の推進をよろしく願いいたします。

続きまして、現在の担い手農家への農地集積の状況についてお尋ねしますが、担い手農家への農地集約において、農地中間管理機構を活用した協力金がありますが、どのような制度なのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

農地中間管理機構を活用いたしました農地集積協力金、こちらのほうの交付要件につきましては、区域全域が同一の人・農地プランに含まれていること、これに加えて農地の面積が10%以上は集約できるよということ、こちらの2つが条件となっております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

それでは、農地集積協力金の交付実績、対象品目はどのようになっているのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

令和4年度、今年度につきましては、1件計画しております。そのほか令和3年度までにつきましては、7件の実績がございます。合計で8地区の見込みとなります。

なお、品目につきましては、ミカン、お茶、イチゴなど、大体基本的には土地整備に伴う地続きのところでの集積となっております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

土地の集約を行えば様々な支援が受けられると思いますので、集積が少しでも進みますように、地域や集落に寄り添った支援をお願いしたいと思います。

次に、生産品目別の土地の集約化についてですが、人・農地プランにおける農地の集約化では、農業者の年齢と後継者の有無などを地図化して、5年後、10年後に後継者がいない農地の面積を見える化したもので、この地図化では生産品目別に区別することはできないと認識しております。JA各生産部会を中心に経営継続に関するアンケート調査が実施されていて、品目ごとに次世代の担い手農家への農地を集約する取組が進められていると思うんですが、そこで伺いたいんですが、調査対象や調査内容がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

調査対象につきましては、J A各部会及び研究会、こちらは32の組織で実施されております。調査の項目につきましては、今後の営農期間、継続期間に関する事、後継者に関する事、経営規模の拡大縮小などに関する事、このような大きく分けて3つの調査項目となっていると認識しております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

この調査で農家や農地の推移が見えてくるものと思っているんですが、農家同士のマッチングにも活用できると思っています。しかし、この調査は、部会や研究会ごとである生産品目別に集約されておりますが、各農家においては、今後、複合経営を目指す農家や離農される果樹棚などの施設を他品目へ活用したい農家など、特定された生産品目別での活用ではなく、労働力に見合った複数品目による経営にも活用できると思っていますので、全ての農家の方に情報を提供することにより、持続性の高い産地が形成されると思っているんですが、このことについて、八女市としてはどのように考えてあるのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

調査を行っておりますJ Aふくおか八女担当部局のほうに確認と協議しましたところ、全部会、全研究会のデータにつきましては、作物間を超えた横断的な運用を行うという内容で確認が取れております。また、J A組織での活用のみではなく、各行政機関、そういったものと情報共有を図りまして、生産者間のマッチングだけではなく新規就農の農地確保、こちらのほうにも活用しまして、持続性の高い地域農業の推進に活用していくと確認しております。

以上となります。

○2番（高山正信君）

私も今、課長が言われたように、行政機関、J A機関の関係機関が横断的に情報を共有して、十分に検討いただき、有効的な活用を図って、次世代の担い手農家の方に少しでも多くの優良農地が集約され、持続的な農業や農村につながりますようお願いしたいと思います。

次に、耕作放棄地の有効活用についてですが、全国的に担い手農家の減少や高齢化に伴い、今後、耕作放棄地が増加することは避けられないのではないかとはいっているんですが、そこでお伺いしたいんですけど、先ほど市長答弁にありました、本来守るべき優良農地との明確化を図りますということですが、つまり今後、八女市としても耕作放棄地は増加すると認識してある解釈でよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

担い手農家の減少、高齢化に伴いまして、労働力の減少や低下は今後避けられないものじゃないかなと認識しておるところでございます。結果、急傾斜地での労働がしにくいところ、条件不利地の畑であったり極小地の水田、そういったものにつきましては、今後、荒廃農地になってくる可能性が高いのではないかと考えておるところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

この耕作放棄地の対策として、高齢化や兼業化に伴い労働力が減少した農家の方でも栽培できる品目の推奨など、なるべく耕作放棄地が増加しないような取組が必要ではないかと思っているんですが、中山間地域は傾斜地が多く、作業負荷も高いと思われれます。果樹などの従来品目では、高齢農業者や兼業農家の方にとって労働力的にも管理時間的にも大変厳しく、離農される農家も増加すると思うんです。そこでお伺いしたいんですが、高齢農業者や兼業農家など、労働力に合った作物について調査研究は実施されているのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

J Aふくおか八女、県普及センター、市町などで構成しております八女地域農業推進協議会、こちらに中山間地振興部会を設置しております。こちらのほうで主にそういう品目について調査研究を進めているところでございます。

検討している主な内容につきましては、低負荷、作業上、余り負荷がかからない。軽労働、こちらも作業上、時間も軽減できる、まずそういった品目の洗い出しを行っております。なおかつ、共販体制ですぐさま所得につながるような品目、またJ Aの地区センターなり、各地区にあります選果場なり、そういった部分に横持ちができるような品目、出荷の労働軽減、緩和ができるような品目、こちらのほうの視点で、現在調査を進めているところでございます。現実的には、ゴーヤ、オクラ、キュウリなどの野菜から、あとはサカキ、パンパスグラスなどの切り枝などを現在、調査研究いたしまして推進をかけているところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

今後も調査研究を進めていただいて、個々の農家の労働力や所得目標に見合った栽培品目の導入推進をお願いしたいと思います。

また、次の質問で資料を要求していました八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況を見ても、担い手農業者である認定農業者は減少しています。この担い手の減少に伴い、耕作放棄地は増加すると言われたのですが、そこで部長にお伺いしたいんですが、地域の担

い手農家は減少、耕作放棄地は増加する状況において、耕作放棄地を中心に植林などの他用途への変更が必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

先ほどから農業振興課長の答弁にもございましたように、今後、各農家における担い手の減少、そして高齢化によりまして、耕作放棄地は年々増加するのではないかと私のほうも思っておるところでございます。これにつきましては、やはり解決対策というものが大変重要な課題であるということ認識しているところでございます。

このような状況の中で、まずは農地の保全を行うということを目指していただきまして、各農家に見合った、例えば、先ほど農業振興課長の答弁がありましたように、低負荷、または労働力の軽減につながるような品目の導入を検討していただきまして、まずは農地としての利活用をお願いしたいと思っておるところでございます。

しかしながら、条件不利地といいますか、農地によってはかなり地理的に厳しい現状の中で、どうしても耕作ができないという場合におきましては、まず農地関係はもちろん、法令等々を遵守していただき、あわせて、周辺農地に悪影響を及ぼさないようなことを配慮していただきながら、樹木等の植林などを行うなどして、対応の変更も選択肢の一つであるというところで私のほうも考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

個々の農家の実情に見合った土地利用の検討が今後重要となってくると思いますので、十分な検討をお願いしたいと思います。

耕作放棄地の有効活用について質問したのですが、最後にこの件について市長にお尋ねしたいんですが、最近、中山間地域を中心に早生キリの導入が行われております。この早生キリは従来のキリとは違い約5年で成長するキリとなります。ほかの自治体でも私有地に植林されていると伺っておりますが、八女市の場合は、管理されていない農地や林地での導入が期待でき、5年で所得につながる品目とも伺っております。八女市では、まだまだ一部の方の試験導入段階と伺っていますが、このことについて耕作放棄地の有効活用という観点からどう考えてあるか、お伺いします。

○市長（三田村統之君）

ただいまの建設経済部長、それから農業振興課長から答弁をいたしましたように、耕作放棄地、年々増加をいたしておりまして、しかも、耕作者の高齢化も進んでおりますし、後継者がいないということで、極めてこれは我が市だけではなくて、全国の農産物を経済の中心にしている都市については、実は大変な課題となっているところでございます。

今、議員おっしゃるように、この耕作放棄地をどう生かしていくのか、それはいろんな考

え方があると思います。集落営農でやるとか、あるいは協同組合をつくって経営するとか、その地域の耕作放棄地で何か品目を決めて生産をしていく、こういうことをいろいろ県も含めて検討している段階でございます。

実は農水省が御承知のように、もう数年前になるとと思いますが、センダンの木を推進しているということもございます。これは林野庁の事務次官に私が五、六年前に会ったときに、その木をわざわざ見せてくれました。国も耕作放棄地をいかに生かしていくかということが大きな課題であると同時に、今、議員おっしゃるように早生キリの問題ですね、五、六年で成長をいたします。これは活用としては家具類とか建築素材とか、いろんな考え方があるだろうと思いますが、これが私も多少関心を持って今研究しているところでございますが、これは大学で種子を作って、そしてそれをクボタという農機具のメーカーがありますね、そこで苗を作らせているんです。そこで苗を作って、それをある企業に売却して、そこが苗を販売しているという状況でございます。地域によってはかなり関心を持っておられるところが多いと考えておりますので、問題は、その耕作放棄地に、この早生キリが収益も含めて、それから生産方法も含めて、八女市にとって適した耕作放棄地対策になるのかどうか、ちょっと研究して、もう時間はかけたくないと思っております。できるだけ早急に結論を出したいと思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思っております。

○2番（高山正信君）

私もこの早生キリを植えられているところに、この間ちょっと見に行ったんですけど、5か月たっていないくて、今、高さが2.5メートルぐらいまで、幹の直径が10センチぐらい大きくなっているのを実際見て、こういったのも八女市をはじめとする関係機関におかれても十分研究されて、できるだけ早い検討を考えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

それでは次に、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてでございますが、この質問は、過去に4回関連質問をしています、これはただ施策目標に対してどうだったかを記録するだけでは意味がないと思っているんです。八女市の人口増減ですが、自然増減はどうしても出生者数と亡くなる方の数が全国的に広がっている状況ですが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略では、社会増減を注視して、社会増をどうやって増やすのかを分析するものであると思っております。

そこでお伺いしたいのですが、令和3年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略の検証をされたと思うのですが、どのように分析をされたのか、お伺いいたします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

第2期総合戦略の1年目となる令和3年度の各施策につきましては、4つの基本目標ごと

に施策を掲げ各種の事業を実施しております。毎年度、目標に対する実績の評価、検証を行っており、重要業績評価指標、これはいわゆるK P Iでございますが、この達成状況、主要事業の取組について、市役所内部の検証と併せまして外部の有識者懇談会において各界からの意見をいただきながら、効果検証を行っているところでございます。

令和3年度につきましては、全34項目のK P Iのうち11項目が目標達成、また2項目が目標達成に向けて進捗している状況でございます。主なものにつきましては、新規就農者数や若年世帯の移住・定住世帯数、こういうところが順調な進捗を見せております。そのほか、目標達成に向け進捗していないものが17項目となっております。今回、全体的にK P Iについては厳しい結果となっております。

この結果を踏まえまして、私どもで分析しておりますのは、進捗が遅れている分野については、多くの項目が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けているところでございます。分野といたしましては、観光や交流事業、また子育て関係につきましても、施設利用や相談事業など、コロナの感染拡大による人流抑制、外出を控える危機感が続いたことから、K P Iの達成状況に大きく影響していると考えております。

令和4年度につきましては、各種の施策を積極的に推進していきたいと考えておりますが、まだまだ感染状況が収束していないところでございます。今後もコロナの影響を受ける施策、分野が出てくると考えておりますが、感染の状況を踏まえながら、コロナ禍においても何とか広角的に事業を展開できるような方策等についても、各担当部署と意見交換を行いながら、各種の施策について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

目標に対する実績の評価検証が非常に大事じゃないかと思っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響だとは思いますが、目標に達成できていないB判定が50%ということで、各課の今後の評価検証結果の共有も必要だと感じますが、そこでお伺いしたいんですが、全庁的な連携、また事業化などの話し合いを行う委員会を庁内に設置して、横断的な検証を行うことが重要だと思うのですが、昨年12月の課長答弁では、委員会を設置することに対して研究していきたいとのことでしたが、その後どのようになったか、お伺いします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

この総合戦略の全庁的な連携という観点からの委員会等の設置につきましては、現時点においては予定をしております。ただ、議員御指摘のとおり、総合戦略、人口減少対策の全庁的な連携ということについては非常に大切なことであると考えております。総合戦略の各課の検証、そして有識者会議の意見を踏まえた結果につきましては、役所内で定期的に関催

されております幹部職員の会議の中で結果を報告して、しっかりと全庁的に役所内部での情報共有を行い、フィードバックを図ってまいりたいと考えております。

また、課題、案件によっては、必要に応じて関係課とのヒアリングを行っておりますし、あわせまして、各部署が連携して対応すべき新しい課題も出てきております。いわゆるデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組、また脱炭素、カーボンニュートラルに向けての取組などがこれらに当たると考えておりますが、このような課題につきましては、部署を超えたプロジェクトチームを組んで、課題の解決に向けて取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

この八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少克服や地域創生を推進していく上で非常に重要であると思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは次に、移住就農者、新規就農者を増やすための八女市の考え方についてですが、八女市における新規就農の取組については、専門相談員の設置やJA就農支援センター運営など、地域の関係機関が連携し、積極的に取り組まれているとともに、国の支援事業に加え、市の単独補助を実施され、就農前や就農直後の不安定な営農者を支援していただいていると認識しております。

そこで、市長答弁にありました八女市担い手育成総合支援協議会とはどのような組織なのか、お伺いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

担い手協議会につきましては、新規就農者、または認定農業者、このような担い手農家を育成するようなことを目的に活動を行っている組織となります。

以上となります。

○2番（高山正信君）

それでは、具体的にはどのような議論をされているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

担い手協議会には、先ほどから説明いたしました専門の相談員を設置しております。また、この専門の相談員を設置することによって、就農希望者、また就農直後の経営を開始した方、こういった方から現場レベルでの意見、要望を受けることができます。そういったものを基にして、現場レベルで必要な支援体制、こういった事業を展開するのがいいのか、そういったものを具体的には協議させていただいているところでございます。

議論した結果を基に、現在、大きく分けて2つの事業を展開しております。1つが就農後、スムーズに農地やハウス、そういったものを確保し就農できるように、前もって担い手協議会のほうで農地、空き農地とか空きハウスを仮押さえをしておいて、それを就農希望者の方にバトンを渡すような農地確保事業、2つ目が就農直後の営農または地域における生活での不安、そういったものを解消するために里親を任命いたしまして、就農不安、生活不安に寄り添って支援をする、そういった里親制度、こちらのほうの2つの支援事業を独自の支援として展開しているところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

コロナ禍によって田舎暮らしというように多様化する就農希望ニーズや不安定な就農直後において、先ほど言われたような支援は精神的にも大きな支えとなるものだと思いますので、今後ともしっかりと支援をしていただきますようお願いいたします。

それと、経験のない農業に対して不安を持っている就農希望者も多いと思いますので、専門の相談員の役割は、今後ますます重要になると思っていますが、そこでお伺いしたいんですが、就農相談の件数、それと、そういった場合の相談員の役割はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

令和3年度におきます就農相談につきましては50件、令和4年度につきましては、7月までの実績といたしましては13件。実は、おととい、土曜日にも福岡の電気ホールのほうで就農相談会があつて、相談員、また担当の職員が行って、かなり多くの方から相談を受けましたということで、朝から報告いただいているところでございます。

また、相談員の多くの役割といたしましては、まず1点目が窓口での相談対応です。2点目が各種計画です。就農計画策定とか、そういった部分に関わる策定の相談、指導、こちらの業務。3点目が国庫事業を活用いたしますので、国庫事業の申請書類の作成支援業務。4つ目が就農後、圃場巡回を定期的に行いまして、見守り活動、また経営の中身の分析や指導、こちら指導を伴いますときは、県の普及指導センター、JAの指導員との連携調整役、そういったもので、就農前から就農後まで一貫して就農希望者を支援しているところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

農業に対して、不安の多い就農前から営農や生活の不安定な就農後まで、しっかりと寄り添った支援活動を今後も引き続き進めていただきますようお願い申し上げます。

それと併せて支援が必要であると思うのは、八女市外からの就農者の生活拠点である住宅の確保だとも思っていますが、これもちょっと農業振興課長にお伺いしたいんですが、八女市外から就農希望者で、就農相談とともに定住相談もされた場合、どのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

就農相談のときに定住も希望される方がおられた場合には、まず、うちの就農相談員のほうが——すみません、事前に用意しておけばよかったですけど、こういう「八女で農する？」という就農のパンフレットを作っております。こちらの中に基本的な定住支援も書かせていただいておりますので、まず、こういう支援がありますよという説明をさせていただいているところでございます。

また、相談の過程において、より具体的な定住の相談があった場合には、定住対策課のほうと連携して推進を図っているところでございます。

以上となります。

○2番（高山正信君）

以前も一般質問で述べたのですが、就農から定住までワンストップで相談できることが理想だと考えております。しかし、就農支援などの国、県の支援制度については、定期的な見直しや複雑な制度設計が行われていますので、なかなかワンストップでの支援は難しいかと思うのですが、関係課においては密な連携を図って支援を実施していただくとともに、現時点では相談のワンストップは難しいところもあるとは思いますが、引き続き調査検討をしていただきますようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問ですが、移住定住についてですが、八女市においても、マイホーム取得支援事業、住宅改修、住宅耐震改修補助事業などの支援を充実していただいておりますが、これが移住・定住を考えてある方の目に留まって興味を持っていただけるかが重要ではないかと思っているんですが、そこでお伺いしたいんですが、移住・定住での問合せや相談がどれぐらいあったのかをお伺いいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

令和3年度、昨年度1年間におきまして、移住・定住の相談を受けた件数は1,471件でございまして、主に住宅取得に関わります支援策などの相談が多くを占めているところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

問合せ件数が1,471件、その中で八女市に移住された方は何人おられるのか、お伺いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

移住・定住支援策を活用されて、市外から八女市のほうに転入された方につきましては、昨年度1年間におきまして、224世帯、606名となっているところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

1,471件の相談で移住された方が224世帯、606人とのことですが、思った以上に事業の活用をされているんだなと思ったんですが、頂いた資料の若年世帯の推移、定住世帯数が非常に目標値を達成して大きく上回っているんですが、このことについては、どのように分析してあるのか、お伺いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

移住・定住支援策の中で、若年世帯を対象とした移住・定住支援策につきましては、民間の賃貸住宅の家賃支援を行っておりまして、基本的には毎月の基本額と合わせまして、新婚さんへの加算、転入されてこられた方への加算、また子どもが産まれた出生するときの加算といった支援金額の充実をさせていただいたことによりまして、目標を大きく上回る結果になったのではないかと推測をいたしているところでございます。

ここで統計データをちょっと紹介させていただきたいんですけども、毎年、総務省のほうで人口移動報告ということで公表されています。昨年、2021年度、八女市におきます日本人のみの移動結果にございましては、マイナス21名ということで、相変わらず転出超過の状況でございましたが、中を分析してみますと、ゼロ歳から9歳の方につきましては、プラスの109名ということで、転入されている方が多かったと。また、その親世代であろう25歳から34歳の方についても、プラス67名ということで、転入されている方が多かったということで出ておりますので、こういったことから、今取り組んでいます移住・定住支援策の効果が現れてきているんじゃないかと分析をしているところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

八女市においては、先ほども述べたような事業展開をしていただいています。やっぱりこのような事業をされていることがインターネットなどでもすぐに分かるようにと昨年の質問でも言ったのですが、そこでお伺いしたいんですが、インターネットでの移住・定住の相談の場合に、簡易的なシステムを今後研究するという答弁でしたが、進捗はどうなっているの

か、お伺いいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

前回、議員より御提案いただきました内容は、移住される方の人数を入力すると、簡単に支援策が受けられるか分かるようなシステムの導入ということだったと思っておりますが、この件に関しましては、関係課と導入について検討いたしましたが、なかなか非常に困難ということで導入には至っておりません。ただ、効果的な情報発信は非常に重要だと考えておりまして、現在は移住されていらっしゃる方のライフスタイル、例えば、子育てであったり、住まいであったり、そういったライフスタイルに応じて項目を検索できるようにシステムの構築を図っておりますので、こういったことによって移住・定住の情報発信を効果的にやっておるところでございます。

以上です。

○2番（高山正信君）

移住・定住を希望されている方が担当課に相談されたら、どのような支援事業があるというのは分かるんですが、八女市に興味がある方はまずインターネットなどで検索をされる方が多いと思うんですね。そのときにすぐに分かるという意味では、既に改良はしていただいているんですけど、引き続き改良のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

移住・定住においては、住まいの確保も非常に大事な問題なので、ちょっとそこでお聞きしたいんですが、今現在、移住してすぐに住める八女市で所有または管理している建物があるのか、家屋があるのか、お伺ひします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

住まいの確保という観点につきましては、私ども八女市空き家バンク制度を運用いたしておりますが、現在、26件の空き家をホームページ上で公開はいたしておりますが、先ほどから議員の御質問されたような、行政で空き家をリフォームして、すぐにお貸しできるような物件は所有しているところではございません。

以上です。

○2番（高山正信君）

旧八女市内であれば、アパートなど賃貸物件はあると思うんですが、例えば、農業をしたいと中山間地域を希望されていた場合、住まいから自分で探すとなると、その時点で諦められる方もいると思うのですが、そこで市長にお聞きしたいのですが、以前も一般質問で言ったのですが、私の知り合いから相談を受けたのが、新規就農でハウスの施設はすぐに見つかったのですが、住まいが見つからなくて、今は施設と住まいが全く違う地区にあって、25

分ぐらいかけて八女市内を移動されているということです。そのように新規就農される方が農地や施設は見つかっても、住まいが見つからないと言われていたことに対してどうお考えか、お伺いいたします。

○市長（三田村統之君）

移住・定住に関しての重要なポイントが議員おっしゃるような件でございまして、なかなか空き家そのものがすぐに使えない。住まいとするには資金が相当かかるというケースが非常に多いということ、あるいはまた、御承知のように御仏壇が残されていて空き家になっている、なかなかそういうところには住めないというようないろんな条件がございまして、なかなか空き家を確保することが難しいという状況にあるわけでございます。ただ、最近では東部の中山間地の農業の生産に携わっている人でも、旧八女市にお住まいになって農業を現地で、いわゆる通勤農業といいますか、そういうことも実は少しずつ増えてきている状況にもございます。この空き家を改修して新規就農者に提供するというのは、なかなか難しい問題がありますので、空き家そのものを十分検討して、例えば、市でどれだけの協力ができるのか、これは非常に難しい問題だと思うんですけども、私どもの移住・定住の空き家の問題は今後、重要な課題でございますので、国、県、各地域の取組について研究をさせていただければと思っておりますので、努力をしてみたいと思いますので、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

○2番（高山正信君）

最後にあと1問市長に質問しようと思ったんですが、今、先にお答えいただいたので、前回は各地区にそういったのを1件ずつぐらい造っていただけたらということは言っていたんですけど、できれば、まずはどこか1つの地区でも結構なので、モデルの住宅をどうか改修していただいて、そういった住まいのリスクが、就農されるのにいきなり新築を建てて就農されるというのはあまりにもリスクがあると思いますので、そういったところをまずは1地区でもいいので、すぐに住めるような建物を整備していただきますように要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田恵一君）

2番高山正信議員の質問を終わります。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

8番高橋信広議員の質問を許します。

○8番（高橋信広君）

皆さんこんにちは。8番高橋信広でございます。傍聴席の皆様には、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。

さきの通告に従いまして一般質問をいたします。本日は、ふるさと納税について及び教育政策についての2点でございます。

まず、ふるさと納税について伺います。

先日、総務省はふるさと納税に関する令和3年度の受入額の実績等を発表いたしました。

令和3年度の全国ベースでは、8,180億円超の金額で平成27年度の5倍になり、本年度は1兆円が見込めるまでに成長しております。本市も令和3年度は約6万件から11億円強の寄附額となり、金額、件数とも平成27年度の7倍に伸長し、全国的にも高いレベルに位置していることは称賛に価するものと捉えております。

一方、本市の資源を今以上に活用していけばまだ伸ばせる事業であり、新たなアイデアを取り入れ取り組んでいただく次のステージに期待しているところです。

そこで、昨年の実績課題とともに、今後の具体的な取組についてお聞きいたします。

次に、教育政策についてお聞きいたします。

1つは、義務教育のあり方について伺います。

昭和22年3月に制定の学校教育法による6・3制を見直し、全国各地で小中一貫教育の取組が進んでおります。

本市において、平成23年から10年間で小中連携教育に取り組んでいただきましたが、その後の具体的な方針は明示されておらず、どのような方向にあるのかを質問いたします。

もう一つは、学校給食費についてです。

近年、国においても給食費無償化についての議論が交わされる一方、様々な団体から国へ要望、意見書が提出されております。また、文部科学省が平成29年度の学校給食費の無償化等の調査以降、自治体の規模にかかわらず、無償化する自治体が急増しております。

無償化の目的として、子育て世代の経済的負担の軽減及び定住対策を上げて取り組んでいる自治体が多く見られます。本市も子育て支援は最重要政策であり、給食費の無償化はコロナ禍の今こそ真剣に検討すべき時期と考えます。

そこで、給食費の無償化についての見解を改めてお聞きいたします。

以上2点について、執行部におかれましては明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これより質問席にて順次お聞きいたします。

○市長（三田村統之君）

高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税についてでございます。

令和3年度実績に対する成果及び課題をどのように分析しているのかという御質問でございます。

令和3年度のふるさと納税による寄附金の総額は約1,123,000千円であり、前年度より約255,000千円の増となっております。

昨年度は、寄附者への返礼品の充実やポータルサイトの追加、また、メールマガジン等による情報発信などを展開したことにより、寄附金額の増額につながったものと考えております。今後も引き続き、ふるさと納税制度の活用を推進し、本市の魅力発信と財源確保に努めてまいります。

次に、本事業は、今後どのような目標・狙いで取り組んでいくのかという御質問でございます。

本市としましては、事業をさらに推進することで、八女市の特産品等、地域資源の情報発信と掘り起こしを行い、地域経済の活性化を図るとともに、交流人口及び関係人口の拡大につなげていきたいと考えております。

また、今後も返礼品協力事業者など、関係者と連携し、より多くの寄附を頂けるような取組を続けてまいります。

次に、今年度の新たな取組として、返礼品の見直し等どのような対策を計画しているのかというお尋ねでございます。

今年度の新たな取組として、地域の伝統的な産業を振興、支援する観点から、これまでふるさと納税の返礼品として取り扱っていなかった仏壇等の伝統工芸品や家具について取扱いができるよう運用の見直しを行いました。

これに伴い、寄附額及び返礼品の価格帯についても上限を引き上げたところでございます。以上、御答弁を申し上げます。

なお、教育政策につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。

○教育長（橋本吉史君）

8番高橋信広議員の一般質問にお答えをいたします。

2、教育政策について、(1)義務教育のあり方について、ア、連続した学びを実現する小中連携・一貫教育の現状と課題はとのお尋ねです。

現状としましては、9年間の連続した学びを進めるための小中共通の教育目標を設定し、9年間を見通したカリキュラムの作成を進めています。課題としましては、小中一貫教育をさらに推進するための組織の強化や小中の相互乗り入れ授業のさらなる推進等を進めていく必要があると考えております。

イ、義務教育の将来構想について検討されているのか及びウ、小中連携教育から小中一貫

教育への転換を図るべきではつきましては、一括して答弁をいたします。

令和2年度までの10年間、研究指定委嘱事業を通して小中連携教育を推進してまいりました。そして、同年から新たにスタートした小中一貫教育の研究指定委嘱事業におきましては、各中学校ブロックにおける学校教育目標の共通化、9年間を見通したカリキュラムの作成等について取り組み始めたところでございます。今後は、小中一貫教育をさらに充実させていくとともに、小学校と中学校を統合する場合には、地域の理解を得ながら義務教育学校の設立につきましても推進してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費について、ア、公会計化導入についての進捗状況及び見通しはとのお尋ねです。

公会計化導入につきましては、その実現に向け内部協議を続けているところでございます。また、これに関連して要望されておりました給食費の徴収方法につきましては、PTAによる徴収から口座引き落としへの変更を進めているところでございます。

次に、学校給食を食育という教育及び子育て支援の一環として捉え、無償化に向けて総合的に検討する必要があると考えるがとのお尋ねです。

恒久的な給食費の無償化につきましては、年間2億円を超える予算が毎年必要となることから、現段階では厳しいと考えております。しかしながら、今後も引き続き、全国市長会や九州市長会、全国市町村教育委員会連合会を通して、給食費の無償化について国への要望活動を続けてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○8番（高橋信広君）

最初に、ふるさと納税のほうを聞きたいと思いますが、このふるさと納税の質問は、平成27年の9月定例会以来、議案質疑も含めると、何と今日で9回を数えます。平成27年7月に、私は同僚議員と平戸市で行われましたふるさと納税九州サミットというものに参加しまして刺激を受けて以来、地域事業者の顧客拡大につながる、それから、市にとっては貴重な財源確保ができるという大きなメリットがある政策だと捉えまして、少ししつこいと思われるかもしれませんが、質問してまいりました。

改めて当時を振り返りますと、平成26年実績として、全国1位が平戸市でした。ここが1,460,000千円強、本市はまだ70,000千円強ということで、これは多くの自治体が本気で取り組んでいなかったと思います。ここまで本市は一気にというより着実に取り組んでいただいたことで、本市の大台の10億円を突破したということについては、私は心から喜んでいる一人です。

そこで、今日、資料のほうを出していただいておりますが、時系列であって金額的なことはこのような傾向で、去年は10億円突破というところまで行っております。

この資料の中で少し気になるところというか、少し分析した中では、10月から12月という捉え方でいましたが、9月から12月が一つの大きな塊になっていると思います。5年間の平均値で見ますと、9月から12月というのが非常に高い金額、この期間は平均して1件当たりが20千円超えるんですね。それ以外は、特に1、2、3月は13千円ぐらいと急に落ちる。また少しずつ上がって、9月から12月ぐらいになると急に上がるみたいな、そういう傾向値はあるんですけど、これについて何か分析されたことで分かったことがあれば教えてください。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

9月から12月にかけて寄附単価が高くなっている件についてでございますが、年末にかけてふるさと納税の締め日に向けて寄附が増えてくる時期でございます。

こういった中で、比較的高い所得の世帯、高所得世帯が年末にかけて駆け込みで寄附をされるケースが多くなっているようでございます。

八女市の場合では、返礼品にお節やフルーツ定期便など、寄附単価が高い返礼品が選ばれているようでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

そういうこともあると思いますので、ラインナップを少し時系列でも常に同じものにするんじゃなくて、特に、1、2、3月というのは何か少し目玉品を出すみたいな、そういうことを踏まえてぜひ御検討いただければと思います。

それから、以前、定期便の提案もしたことがあるんですけど、今、定期便も少しずつ増やしていただいております。そういう中で、今現状どうなっているかということと、例えば今後、定期便を少し増やしてもいいのかなと思うんですけど、特に上位にある蜂蜜とか、八女茶は定期便も適するような気がします、そういうことを踏まえて、今後御検討されていくのかどうかを含めてお聞きいたします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

定期便につきましては非常に人気が高く、今後、返礼品として力を入れていくべきものと考えております。

八女市でも、フルーツをはじめとする農産物やパンの定期便等がございます。

八女市の場合は、一昨年あたりから、ある地域商社で取扱いをいただいておりますが、先日、私どもでJAふくおか八女さんのほうに出向きまして、常務、担当課長と直接お会いして、全国のふるさと納税の市場規模の拡大、また、八女市の状況等について説明をいたしたところでございます。

その中で、日頃の御協力へのお礼と併せて、あまおうやブドウ、キウイなど、現在単品でJAさんのほうには出させていただいておりますが、複数の果物を組み合わせた定期便やセット物についても返礼品として御検討いただきたいという要望を行っているところでございます。

説明して意見交換を行う中で、JAさんのほうでも御理解いただきまして、今後、この定期便については御協力いただくということで回答いただいております。

八女市は多品種の農産物が収穫できる地域でございますので、よその自治体ではできないような組合せ、取組が可能であると考えております。

このような八女地域のポテンシャルを十分に生かすような取組を、今後も関係者の方々と連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

先ほどの資料で前後しますが、市長答弁にもありましたけど、成果として、返礼品の充実を図ったと。それから、ポータルサイトの追加等ありますが、この辺り少し具体的なことをお尋ねしたいと思います。

現在、アイテムとして、昨日現在でたしか1,154アイテムありましたけど、相当上がっているなどは感じておりますが、去年から今年にかけて、そういう数値も含めて、よかったら教えてください。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

返礼品の充実につきましては、協力していただける事業者を増やすこと、また、返礼品の種類及び数を増やすよう取組を進めているところでございます。

令和2年度末と令和3年度末の比較で申しますと、事業者につきましては、78事業者から100事業者に増えております。

また、返礼品の数につきましては、ポータルサイト別に、ふるさとチョイスが890品目から1,090品目、楽天ふるさと納税が250品目から950品目にとということで、市内事業者の皆さんに大変御協力いただき、かなりの数が増えているところでございます。

ふるさと納税のポータルサイトにつきましては、これまでのふるさとチョイス、楽天ふるさと納税に加えまして、令和3年11月からふるなびを追加し、より多くの寄附者が八女市にアプローチいただけるよういたしました。

さらには、本年8月にはANAふるさと納税、これに加えまして、現在は4つのポータルサイトで運用しているところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

今、ポータルサイトの支援、あるいは協力というのは非常に重要と思いますので、ただ、どこでもということじゃないと思いますので、慎重に選択していただければと思います。

それから2番目に、どのような目標、狙いでというところをお聞きしているんですが、私は個人的というか、今までの流れでいきますと、それから、今の資源を考えますと、もちろん入替えということも含めて、まだまだ開拓、開発は余地があると思っております。

そういう中で、八女市として、まずどれだけの方から寄附を頂けるのか、件数を10万件数、このぐらいの目標をしっかりと持っていて、できれば単価というか、1人当たりが20千円平均になるぐらい、最終的には20億円という目標になればと思っておりますので、ぜひその辺は、こういう行政の場合、大きな目標、数値を持ってやるということはないんでしょうけど、私個人的にはそのぐらいまでいけると思いますので、その辺は意識してやっていただければと思います。

それから、この中で関係人口のことを研究していただいております。これは関係人口につながるというのは非常に重要とは思いますが、関係人口もまだまだ具体的にどういうものが、あるいはどうなったら関係人口の成果かというところが見えないところはあるんですが、このふるさと納税についての関係人口、これを拡大するというところには、具体的にはどういうイメージで捉えておられるのか、お聞きします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、関係人口の拡大につながる取組になり得ると言われております。

この観点から、本市において取り組んでおりますのは、1つには、過去の寄附者に対するメールマガジンの送信でございます。

一例としまして、ポータルサイト、ふるさとチョイスの寄附者で言いますと、約7万人の方に、昨年度は年間5回、メールマガジンを送っております。

その内容につきましては、寄附に対するお礼、それと、どのような用途に使っているかの御紹介、それに、その季節ごとの特産品の御紹介、これは八女茶や季節のフルーツなど、八女市を知っていただけるような内容をお送りしております。

単発、一過性ではなくて、寄附のリピーターになっていただく、また、八女市のシティプロモーションにつながるような取組を進めているところでございます。

そのほか、東京福岡県人会発行の会報誌、これは1,700部ほどありますが、これにチラシの同封、また、東京八女ふるさと会の会員さんへの文書、この対象者は約500名ほどですが、こういったものにもふるさと納税のチラシを同封いたしております。

こういった取組のほかにも、今後のコロナの感染状況にもよりますが、福岡市にある八女本舗等の関係施設等でのプロモーション活動、こういったものを展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

分かりました。

3番目の、今回の返礼品の見直しも市長答弁の中に入っておりますが、この伝統工芸品、家具というと、この具体的な取扱いの見直しについてももう少し詳しく御説明いただけますか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

本年度、返礼品の見直しを行っておるところでございますが、この見直しの内容を申し上げますと、まず1つ目が、返礼品にこれまで取り扱っていなかった仏壇等の伝統工芸品、家具などを追加したところでございます。

この見直しの目的、狙いでございますが、ふるさと納税の返礼品については、平成29年度及び平成30年度の総務省通知により、電化製品や家具、その他高額製品については対象とすることを制限されており、この点においても、本市においてこれまで取扱いを控えておりました。

しかしながら、本市の貴重な地域資源である伝統工芸産業を支援するとともに、地場産業の育成と情報発信力の強化を図っていききたいとの思いから、今回、地域の伝統文化や資源を生かした伝統工芸品や家具等については、八女市の返礼品について取扱いができるように見直しを行ったところでございます。また、この見直しに伴いまして、寄附金及び返礼品の価格帯の上限見直しを行っております。

本市においては、これまで寄附額が340千円、返礼品額が100千円を上限といたしておりましたが、見直し後は寄附額7,000千円、返礼品額2,100千円を上限といたしたところでございます。8月中旬にこの募集要項の改正を行い、その後、ホームページで周知を図っており、現在登録済みの協力業者につきましては、個別に電子メールでお知らせをいたしております。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

この件については、伝統産業の皆さんに対しても非常に朗報とっておりますので、たくさんは出るということはないんですが、やっぱり一つのPRということも含めて八女市としての伝統産業のPRを兼ねて、ぜひそれでも指定していただくと大変ありがたいなと思っております。

それからもう一つ、使い道のことが少し気になるころはあるんですが、一般的に今の八

女市の中で、子育て、あるいは少子化対策というところに3分の1は毎年そのぐらいのところに指定してこられています。人間の心理として、何か助けたいとか、何かあったときの支援というところに比較的さっとう行くのがそういう心理だと思うんですね。

そういう中で、ほかのところを参考にしますと、防災対策が入っていないなと思って、防災というところは一つの大きなキーワードになるんじゃないかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

それからもう一つは、これからのトレンドとして、脱炭素社会に向けての事業を八女市として独自にやるとか、そういうことも踏まえて、使い道というところにも少し研究していただければと。

これも全国を、全部は見えていませんけど、ざっと見る限りは、使い道の種類が多ければたくさん寄附があるかといったらそんなことは全くなくて、一番少ないところはもう市長に任す1点というところがあるんですね。そこで上位にある。片一方では35種類ぐらいだつと並べてあるところもありますが、その辺は、八女市としてはどうしていくかということを経ひそういうことも参考にしながら御研究いただければと思います。

ふるさと納税については、ここまで令和元年、それから令和2年、令和3年と比較的順調に来ておりますので、これから安定した数字、着実にもっと、先ほど言った20億円ぐらいができればいいなと思いますし、かといって、地域によっては今100億円以上が結構上位に、五、六、もっとあったような気がします、そこまでやっちゃうと、かえって財源的に凸凹になったときにどうするかという心配もありますので、私はやっぱり着実にやって一定のところまで毎年このぐらい頂けるような仕組みにさせていただくということが財源確保としては大変いいのかなと思っています。

最後に市長にお聞きしますが、ここまで大変頑張っていただけていますが、ここまでのふるさと納税の進捗について市長としてはどういう御見解か、一言お願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

ただいま企画振興課長（同ページ後段で訂正）が御答弁申し上げましたように、積極的に取組をしていきたいと思っておりますし、全国的な各自治体の状況もいろんな工夫、努力をそれぞれしてあるんじゃないかなと思いますので、そういう面も十分調査をして、私どもも改めて改革をし、また、取り組むべきことがあれば積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

市長、今の答弁で、企画振興課長というのは企画政策課長に修正させていただきますので。（同ページ前段を訂正）

○8番（高橋信広君）

次の課題に行きたいと思います。

教育政策についてお聞きいたします。

この教育政策について、小中連携という言葉と小中一貫ということで資料を出していただいておりますが、まず、この資料に基づいて小中連携教育と、それから小中一貫教育、具体的にどう違うかというのをもう少し御説明いただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

小中一貫教育と小中連携教育というのは似たような言葉で混乱される方々もいらっしゃるかと思います。

資料の中の特徴にも書かせていただいておりますけれども、一言で申しますと、小中連携教育というのは、あくまでも小中別々の学校教育目標を有した上で連携していくということでございます。

一方、小中一貫教育と申しますのは、その別々だった学校教育目標が1つの学校教育目標になるということでございます。通常、中学校3年生の段階でどういう生徒さんの姿を求めていくのかということで学校教育目標が設定されていくということでございます。

答弁書にも記載されておりますように、今現在、全中学校ブロックで学校教育目標の共通化というのをさせていただいておりますので、今現在はどこの中学校ブロックでも中3の段階での子どもたちの姿を学校目標として掲げているということでございます。それに伴いまして、カリキュラム、教育課程のほうも、小中連携教育のほうはあくまでも小中別々のカリキュラムでやっております。小中一貫教育になりますと、これが1つのカリキュラム、1年生から9年生までのカリキュラムを保有しているということでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

ここに、第2次八女市教育大綱の重点1の言葉に、「連続した学びを実現する小中連携・一貫教育」と2つの言葉を使われて、ここが非常に悩ましくて、ほかのいろんな方針等も見させていただきましたけど、同じような文言が書いてあるんですね。小中連携と一貫というのは、今おっしゃったように違うわけですね。その違うところをもう少し明確にして、市民の皆様、あるいは一番重要な保護者の皆さんにどのように伝えていくのかというのは非常にポイントと思っておりますが、ここについては今現在どういうところにあるか、教えてください。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

小中一貫教育の保護者の皆様への御理解ということでお答えをさせていただきたいと思えます。

通常、議員御指摘のように、小中連携・一貫教育という言葉で表されるのが通常でございます。なかなか境目がはっきりしないものですから、普通はその2つを列記して表現するというのが一般ですけれども、我々八女市の場合はそれを進めるという意味で、あえて今御説明したようなことで区別をして、そして、進めさせていただいているところでございます。

保護者への周知ということですが、十分にできているかということからすると、自信はございません。しかしながら、御理解というのは着実に進んでいるのではないかと考えておるところでございます。

と申しますのも、1つ周知の機会といたしまして、PTA総会等がございます。近年、コロナの影響でPTA総会が紙上提案とかになったりするケースもございますが、このPTA総会の中で、校長が学校経営につきまして保護者の皆さんに御説明をしていく機会がございます。その学校経営の柱が今共通化された学校教育目標になっておりますので、そこで参加された保護者の皆様に学校の小中一貫教育の考え方等を御説明する機会があるということが1つでございます。

もう一つは、具体的なカリキュラムが1つになってまいりますので、行事等の中で、一緒に活動したりとか行き来したりとかというケースが出てまいります。そういう行事の折に、どうしてそういう行事を組むのかとか、そういうことにつきまして、学校だより、学年だより、学級だより、いろいろお便りがございますけれども、そういうお便りを通して小中一貫教育のことをお知らせする機会もございます。

また、委員会としましては、八女市教育の日ということで、今現在、中学校の紹介ビデオとかというのを数年前から作成して、これは閲覧できるようになっております。これを教育の日に小学校5年生の段階から視聴させまして、そして、中学校への理解を子どもたちにも先生たちにもやっていただくという授業もやっておりますので、そういうことを通しまして御理解は進んでいっているものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

御理解はいただいていると思われているということですが、私も町内の方とか一部の人に、今、小中一貫ということが進んでいるけど、どう聞いていますかと言っても、ほとんどの人は、いや、あったかなという程度ですね。それは資料としてあるのかもしれませんが、十分な理解は――五、六人ですから分かりませんが、たまたまそういう人だけだったかもしれません、まず御存じなかったです。

教育長にお聞きしますが、まず、この小中連携については一旦終わって、次の段階に

入って、これから小中一貫教育に向かうと私は認識しているんですが、そのためには、例えば、狭山市は小中連携から小中一貫へというのをチラシを作っただけでこう変わっていくんですよという一つのファイルを作ったやつを、多分、保護者にも説明される。それから、小中一貫についても、静岡型小中一貫だったらビデオで十分な説明をしながら、みんな集まれないということもあるんでしょうけど、常にいつでも見られるような説明をされております。そういう動画を発信しているところはかなりあるんですね。

そこをやらないと、皆さんなかなか理解できないのと、それから、小中一貫9年間で、やっぱり八女市としてはしっかりと質の高い教育を提供できますよというところが一番重要だと思うんですね。その結果、私立に行かれる人も若干減ったりとか、そういった中高と小中と違うので、そこはもう保護者の考え一つでしょうけど、ただ、我々市としては、小学校から中学校まで、中1ギャップもなくした安定的な、それもレベルの高い、質の高い教育ができますよというところが伝わっていないんじゃないかと思っておりますので、その辺りを含めて今後どういう形で保護者に伝えていくのか、それについて教育長、お答えいただければと思います。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

今、議員御指摘のように、まず小中連携・一貫教育、これは八女市の重要な教育施策の手だての一つ、一番基本に据えているものです。

ですので、今おっしゃるように、それが周知できていないということである、私もそれは感じておりますので、それにつきましては様々な、今ヒントもいただきましたので、そういったことを通して、保護者、あるいは地域の方に周知をしていくことにしたいと思います。

もう御承知でしょうけれども、平成18年に教育基本法が改正されまして、そこに義務教育の目的が明記されました。平成19年、次の年に学校教育法が改正されまして、今まで小学校の目標、中学校の目標だったのが、義務教育の目標になりました。そこから始まって、うちは御承知のように、平成19年でしょうか、上陽北浜で小中一貫教育を、特区を申請して始めました。ですから、この法の改正と同時に、小中連携・一貫教育というのを基本に据えて研究してまいりました。そして、その後が、いわゆる平成28年に学校教育法が改正されまして、第1条に義務教育学校が入りました。この義務教育学校も福岡県で一番最初の義務教育学校は上陽北浜ですので、そういった意味からして、小中連携・一貫教育に関しては、義務教育学校も含めまして常にトップを走っているという自負もございます。これからそういったことをきちっと保護者の方々にも分かっていただけるような形でやっていきたいと思っております。

○8番（高橋信広君）

今、小中連携と一貫というところをしっかりと周知させるとおっしゃっていただきましたので、それはぜひお願いしたいと思いますとともに、いわゆるこの小中一貫に対しての方針であったり、あるいは計画であったり、いろんな自治体が計画書なり方針等をしっかり打ち出して、この中学エリアはこことここと組んで、ここと組んで、その中で将来目指す9年間の子どもの姿をこういう方向にあって、もちろんカリキュラムも1つにするという一定の計画がないとなかなか進まないような気がしておりますけど、私が調べた限りでは、八女市教育大綱と教育施策要綱、それから、年度別に八女市の学校教育というところが、これしかないとおっしゃいましたので、その中には具体的な一貫教育に対しての計画であったり、そういうのは何か軽視、どっちでもいいのかなと見えるわけですよ。要は、連携・一貫という言葉でずっといかれるのかなというイメージがありますので、しっかりと一貫校、一貫教育ということを徹底してやっていただこうということであれば、その辺りも地域の人も巻き込んでしっかりした方針というのが必要と思うんですけど、教育長、これについてはいかがですか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

先ほども課長も申しましたけれども、連携教育と一貫教育と言いましたら、そのまま感覚的に言いますと、緩やかなつながりからちょっと濃いつながりということですね。ここの一番の目玉は、先ほども答弁で言いましたけれども、共通の9年間の出口、義務教育の目標を学校教育目標として設定すると。それにつきましては、各中学校区で2年前ですか、学校運営協議会とか、そういったこと、あるいは保護者へのアンケートとか、そういったのを実施しまして、小学校と中学校、1小1中の場合はもちろんそこで、1中2小の場合はそこで組み合わせつつっております。ですから、これが一番大きなポイントで、学校教育目標を達成するために学校教育は行うわけですので、そこが一緒になっているということが一番大きな特徴だろうと思います。

だから、そういったことを、先ほど言われましたように、周知が足りないのかなと思っているところです。

○8番（高橋信広君）

この小中一貫の一つの目的として、中1ギャップをなくしたりとか、幾つか課題をクリアできるというメリットがあるというところから全国的に進み始めているとは思いますが、これもどうもエリアによって、都道府県によってもかなり誤差があったと。例えば、北海道でしたら、もう北海道自ら全体でやっていこうというような考えがありますし、静岡も、多分県全体がどうも動いている、あちこちのところで具体的な方針であったり計画が出ておりますので、福岡県はまだどうもそこが県として統制ということまでいっていないんじゃないか

と思いますね。ただ、八女市の場合は、義務教育学校がもう2つ、次3つというところがあって、将来についてちょっと言及されていませんけど、将来どうなっていくと、人口減も含めて、私個人的には義務教育学校に最終的に一体型にするのがベストとは言いません、ベターだと感じておりますが、ただ、これは地域のこともありますし、政策的にどこまで打ち込めるか。その中に小中一貫でとにかくやるということと、あとは地域と共に一体型をつくっていくとか、そういうことを盛り込んだ計画をしっかりとすることは大変重要と思っておりますので、その辺りは教育長のほうで御指導いただいて検討いただければと思います。その件については要望として出しておきます。お願いします。

それから、ちょっと気になるところ、小中ギャップというか、小学校から100%中学校のエリアのところに行っていない方が相当増えていると思っておりますが、大体どのぐらいの方が八女市の中で流出というか、そのまま行かない人がいるのか、率としてどのぐらいあるのか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

うちに残っている記録としては、平成28年から残っておりますけれども、それ以前は20%を超える時代があったとは聞いております。

ただ、平成28年度の時点では18%、そして、一番直近の令和3年度、昨年度の卒業生におきましては14.7%と人数は減ってきております。令和3年度で14.7%で74名ということでございますので、いろんな中学校等の取組もあるのかなと思っておりますのでございます。

以上です。

○8番（高橋信広君）

若干減りぎみとはいえ、特にY学園のほうは非常に成果が上がって、文武両道で全国的に注目されるように少しずつなっておりますので、これからはもっと成長していく学校かなと。そういう意味では、今の15%ということは、逆に言えば、外から来る人が圧倒的に多いということですから、八女市の生徒と外の人との競合になりますので、教育レベル、その手前まで等はもちろんですけど、中学のレベルアップというのは非常に重要になると踏んでいますので、早く小中一貫校を確立していただいたということをお願いしたいと思っております。

それから次に、学校給食のことをお尋ねします。

まず、学校給食費についての公会計化について、これについては市長答弁ではいただいておりますが、内部協議を今やっておられますが、この内部協議で結論を出して、大体いつ頃から実施できる見込みなのか、この辺りお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

内部協議を今続けているということで御答弁させていただいておりますけれども、その内部協議の内容として幾つかあるんですけれども、その中の一つに、公会計化を進める準備をするときの人員を増やさないといけないということで、大変厳しい状況の中で人員を増やすということの願いを一部しておるところでございます。それができたとして、そこから2年ほどかかります。この2年と申しますのは、いろんな様式を準備させていただいたり、システムを導入していかないといけません。そのシステムをどのシステムがいいのかということとを当然検討させていただいたりプロポーザルをさせていただいたりとか、いろんな手続がございますけれども、そういうことも含めまして2年ほど頂戴しないとけないだろうという見通しを立てておるところでございます。

○8番（高橋信広君）

この件は時間がかかるということですから。

ただ、いわゆる回収方法については引き落とし、こちらのほうで進んでいるということをお聞きしますので、一方では軽減をしながら切り替えるということになると思いますので、よろしく願いいたします。

もう一つの課題が一番重要な今回の課題でございます。

給食費の無償化については、同僚議員もいろんな方が質問されておりますが、基本的には国がやることだということで実施には至っておりません。ただ、今、国と、あるいはほかの県レベルが、それから市町村も含めて、随分この平成29年度の調査以来、動きがあります。

資料のほう、直近のやつを出していただきたいということで要求しましたが、直近というのは法的なものがないので出せないということでした。仕方ないので、私のほうでちょっと調べられるだけ調べてみました。その中で、平成29年調査のときは、大体町村、いわゆる村とか町が圧倒的に多かったんですね。それ以来、いわゆる23区も入れて市が815自治体あります。そのうちのまず合計だけ言いますと、35自治体が、これは小学校のみ、中学校のみもあります。小中学校合わせたものと全部で35自治体、パーセントにして4.3%というところまで来ておりますが、この中で規模ももちろん、1万人、2万人の自治体もありますけど、大きなところでは、高槻市の人口が35万人、それから、青森市は今議会で承認を得て10月からやるということですが、あえて入れております。27万6,000人ほど。それから、関東では22万3,000人の太田市と、あるいは明石市が30万人以上ですね。そういうところも含めて、先ほど言いました35件。その中で、どこの自治体を見ても、やりたいけど、やっぱり財源が足りないというのが一番ネックになっているような気がします。

1つちょっと紹介したいのが、太田市が6月議会で決まったんですけど、決まる前に市長のほうで、いわゆる発表はした後です。その後一般質問が出ておまして、公立小中学校の給食について、取り入れるということについてはまず取り入れるということでもう既に言

われていたので、そういうことですが、面白い質問が、財源が心配ですと、財源について聞かせてくれという中で、これについては、財源は、ここはたまたま幼稚園、保育所は民営化、市街化区域への編入、下水道料金の改定等で生み出した財源で確保、見込めるということが1つあります。ただ、恒久的な財源が問題ですが、文部科学省が、給食は食育であり、教育の一環と捉えています。長寿命化の時代を迎え、食育は大切な教育であり、国が税金で対応しなければならないということに気づいてくれると信じていますので、太田市が先行していきたいと思いますということが1つ。

それから、学校給食の継続性についてはどうだと、これもずっとやれるのかと。これは太田市が先行することで国も県もついてくると考えていますと。また、行政改革を行い、効率的な行政運営によりコストを削減し生み出した財源は子どもたちのために継続的に使っていくことが大切ですということで、しっかりとした財源があるわけじゃないんだけど、言われるように、今、国が随分動いています。いろんな質問に対して、今のところは自治体のほうで検討すべきだという答えをもう何度も繰り返していますが、一方では、国としてやるべきだと国会の中でも随分議論されておりますし、それから、千葉県は知事が公約として入れたので、年度内に何らかの形で議論をするという、これも明言したりしています。そのように随分変わってきております。

そういう中で、八女市としても、福岡県ではどこも今のところやっておりませんが、このコロナ禍ということで経済的な負担を軽減する、それからもう一つは、先ほどの中学校のところを、小学校もそうですけど、教育投資として、教育にお金を使っていたきたいという、応援金としてでも給食費の無償化というのは非常に効果的と思っておりますが、まず、そこまで教育長はどういう見解ですか。変わりませんか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、正直申しまして、無償化ができればそれはいいだろうとは思いますが。しかし、様々な観点から、この給食費の無償化という1点だけではなくて、やはり子育て政策といいますか、子育て支援、全部いろんなことを踏まえた上での無償化だろうと思っております。

無償化をすることが食育につながるかと言われると、これはちょっとまた別の話だと思うんですね。給食というものを通して食育をしていくわけですから。無償化になったら逆に保護者も関心が薄れるという可能性もあります。ですので、そこは給食を通して食育をしていく、これはとても大事なことです。

先ほど言いましたように、財源の問題も子育て支援策全てを見ながら考えなくちゃいけない。御承知のように、提供させていただいています平成29年度の資料では、八女市より大き

な自治体というのは2つしかありませんでした。今度は、小中学校とも無償化にしているところは、議員から頂きました資料を見てみますと、八女市より大きい自治体は5市ですね。しかし逆に、もうこれも御承知だと思いますけれども、平成29年度にやっていた1つの市はやめました。継続的にできないということで、これは市長の公約でしたけれども、令和2年度からやめております。ですので、これはとても慎重に考えなくちゃいけないのかなど。いろんな教育施策の財源は限られていますので、その中で順番をつけながら考えていかなくちゃいけないと思っていますところです。

○8番（高橋信広君）

今おっしゃったように、じゃ、ここでいきなりやりましょうという回答を求めているわけじゃないんです。要は、やっぱり今のコロナ禍というこの環境、それから、経済的な背景、そして、教育費としてもう少し使えるものを捻出できないかと。これを無償化にすることでいろんな使い方はあると思うんです。私は教育に投資していただいて、質の高い教育、子どもたちが少しでも勉強に、あるいは運動に使っていただくような、スポーツに使っていただけるようなお金にならないかなということを考えていまして、総合的に、じゃ、こうしよう——例えば、先ほど言いました高槻であったり、ほかのところは中学校というところで、何で中学校かというのは、中学校のほうがたしか1.5倍ほど教育費が高いんですよ。そうなると、その軽減策としてやったりとか、そういう何か様々な方法はあると思いますし、いきなり全部をやるというのは私は無理かなど。逆に中学校の3年間をカバーして応援してあげると、そういうことも一つの政策だと思いますし、中学校だけだったら、ふるさと納税を使う、あるいは一部、財政調整基金を使って何とかかなるかなと思いますし、そういうことを踏まえて総合的にぜひ考えていただければと思いますが、これについて最後、市長に見解をお聞きします。

○市長（三田村統之君）

具体的なことにつきましては、今、教育長が答弁したとおりでございますが、御承知のとおり、来年4月に国にこども家庭庁が設置される。ですから、こういう問題も含めて私は検討していただかなきゃならないと思っております。

ですから、この給食費については、やはり国が考え方を示して、そして、助成も含めて全国的に一体的に取り組むことが極めて私は重要ではないかと。高槻市はこれだけやっている、どこはこれだけやっている。例えば、地域性を考えても、八女市はやっていない。しかし、筑後市だけはやっている、こういうことは、これから厳しい将来の状況がどうなるか分からない不安な状況になりつつある中で、子どもの育成というのは極めて重要でありますし、私どもも、子どもに対する、児童に対する支援をこれからどうしていくのか。もちろん、給食費については、母子家庭ですとか低所得者の皆さん方には助成をいたしておりますけれども、

これはやっぱり子どもたちに円滑に成長してもらうためにも、一つの条件として必要ではないかということは分かりますが、私も市長会としても、国がこども家庭庁を設置することです。強固に働きかけていかなければならない課題だと思っておりますので、この行動もしっかり国にしていきたいと思っております。

具体的なことについては、今、教育長が答弁したとおりでございますけれども、私としては、やはりこれからの将来を担う、そして、健康で明るく人生を送れる子どもたちを育成していくためには、やはり国がこの給食費に対して方針を出すことが極めて私は大切であると思っております。

○8番（高橋信広君）

給食費の無償化については、私も最終的には国がやるべき事業だと思いますが、現段階では、国も地方自治体のほうに、以前は委ねるところまでは行っていませんでしたからなかったんですが、今は委ねられている結果、あちこちに出てきているというのが現状だと思うんですね。

そういう中で、市長におかれましては、本市の子育て支援の一環として、それから、将来を担う子どもたちへの教育投資として、子育て支援の経済的負担、こういう軽減も含めて実現に向けてぜひ御検討いただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

8番高橋信広議員の質問を終わります。

午後1時25分まで休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

5番橋本正敏議員の質問を許します。

○5番（橋本正敏君）

5番橋本正敏です。午後の時間帯で気の緩む時間ではございますけれども、最後までお付き合いのほどをよろしくお願いいたします。

今年の梅雨は昨年同様、大雨がなく、早々に上がり安心しておりましたが、その後数度の突如の集中豪雨があり、崖崩れなどの土砂災害に遭われたところがあったようです。被災された方々にはお見舞いを申し上げます。

これからまた台風シーズンを迎えますが、それこそ何が起こるか分かりません。気を引き締めて注視していきましょう。

また、新型コロナウイルス感染者数は7月に入り急激に増加、現在高止まりとなっております。重症化率は低いと言われてはいますが、重症者、死亡される方もおられます。今後とも気を緩めずに、対策を万全にし、感染しないよう努めてまいりましょう。

医療従事者の皆様には引き続き大変でありましょうが、体に気をつけられてよろしく願います。

本日は、まず本市の基幹産業であります農業の新規就農者の確保についてお聞きします。

農林水産省の統計で、令和2年の新規就農者数が全国で5万3,740人、前年比マイナス3.8%、このうち49歳以下は1万8,380人、同じく0.9%の減少であります。本市も例外ではないと思いますが、この減少をいかに食い止めるかを質問します。

次に、空き家対策についてお聞きします。

総務省の平成30年住宅土地統計調査によりますと、空き家数は848万9,000戸と過去最多となり、全国住宅の13.6%となっております。人が住まなくなった空き家は管理が行き届かなくなり、防災、衛生、環境等の面で近隣の人たちの生活環境に悪い影響を及ぼすという社会問題が起きています。使える空き家の有効利用と利用価値のない廃屋となった空き家の早期解体を促す策について質問します。

詳細につきましては質問席にてさせていただきます。答弁される執行部の方々におかれましても簡潔、明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

新規就農者を取り込むための施策についてでございます。

「新規就農者」と「親元就農者」の補助に違いはあるかという御質問でございます。

新規就農者と親元就農者の補助の違いにつきまして、国の補助事業では、非農家出身で新たに農業経営を開始する新規就農者に対しましては、補助金1,500千円の交付を行い、農家出身である親元就農者に対しましては、就農後5年以内に経営を継承し、かつ新規品目の導入など経営発展に取り組むことを条件に補助金1,500千円の交付を行っております。交付期間につきましては、令和3年度までの事業については5年間、令和4年度事業より3年間となっております。

八女市としましても、国の補助事業の追加支援として、新規就農者に補助金1,000千円、親元就農者に補助金500千円の交付を行っております。交付期間につきましては、3年間となっております。

次に、特定地域づくり事業協同組合の導入についてでございます。

この組合は、地域人口の急減に直面している地域において、地域全体の仕事を組み合わせることで安定した雇用の場を創出し、移住・定住を促進するため県知事の認定により設置さ

れる事業協同組合です。

季節ごとの労働需要等に応じて、複数の労働者派遣を行うものですが、新規就農者を取り込むという観点からは活用が難しいと捉えております。

なお、この制度の活用につきましては、地域づくり人材の確保のための事業として、関係機関と情報交換を行いながら引き続き研究してまいります。

次に、ワーケーションの取組についてでございます。

本市では、令和3年度に観光庁の既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業補助金を活用して、観光振興の視点から農業体験をワーケーションのプログラムとして取り組みました。

具体的には、都市部に住む若者を対象にモニターツアーとして募集したもので、市内2か所で農作業を体験していただき、あわせて、観光ツアーや伝統工芸体験を実施したものです。

次に、今後新規就農者を増やすための新しい施策はあるかというお尋ねでございます。

新規就農者を増やすための新しい施策につきましては、令和4年度より国の補助事業が一部見直され、農業経営を開始する者に対する補助に加え、就農後の経営発展への支援として機械、施設等の導入に対する支援も追加をされました。

今後、就農者の状況に応じた支援事業の活用を行うとともに、専門の新規就農相談員を中心に就農希望者に寄り添った支援に努めてまいります。

次に、空き家対策についてでございます。

まず、空き家の把握はできているかというお尋ねでございます。

平成28年度に空き家対策の基礎資料収集のため、市内全域で実態調査を行い、空き家等の老朽度や利活用などを現地で確認し、空き家等の件数及び分布状況などを把握し、定期的な現状把握に努めているところです。

空き家の利活用を進めるための施策は十分かという御質問でございます。

適正に管理されている空き家につきましては、八女市空き家バンク事業に基づく登録物件の掘り起こしを行うとともに、空き家の利用希望者にその登録物件を紹介することで、空き家の有効活用を行い、移住・定住の促進に努めているところでございます。

旧大内邸の今後の活用はにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に4の解体が進まない空き家の対策は、及び5の空き家税の考えについてにつきましては答弁いたします。

解体が進まない空き家の対策はということでございます。

適正に管理されずに放置されている老朽危険家屋等のうち、特に危険な空き家等については、老朽危険家屋等除却促進事業により補助金を交付して、除却を促進しています。

空き家税の考えについてでございます。

空き家税の考え方につきましては、京都市が非居住住宅利活用促進税という名称で、令和

8年以降に導入することが公表されているようですが、八女市におきましては、空き家に対する課税は考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

5番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

旧大内邸の今後の活用はとのお尋ねです。

八女市白城の里旧大内邸は、平成11年9月1日当時において、立花町指定文化財に指定されております。

現在は、指定管理者としてNPO法人白城の里旧大内邸保存会が、八女市白城の里条例に基づいて、地域文化財の展示、保護をはじめとした地域文化の提供や地域内文化の交流及び振興に関する事業を行っております。

今後は、今までの保存事業に加え、地元農産物を活用した食文化を継承する場としても活用することで、交流人口の増加につなげたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○5番（橋本正敏君）

「新規就農者」と「親元就農者」の補助に違いはあるかということで質問をいたします。

農林水産省の発表によりますと、農業就業人口のうち、自営農業である基幹的農業従事者の人数が2010年で約205万人だったのに、2020年に約136万人になっております。この10年間で約3分の2に減少しました。追加で申しますと、2005年からの15年を見ますと、実に半分になっております。新規就農者を増やすのが喫緊の課題と考えます。

そこでまず、補助事業について質問をいたします。

新規就農される方で親元に就農される方と、そうでない方に差があるということです。先ほどの市長答弁でありましたけれども、八女市では国の補助事業の追加支援として新規就農者の補助金を1,000千円、親元就農者の補助金は500千円と差がついております。

さらに数字をちょっと言わせてもらいますと、新規自営農業就農者、これは令和2年で4万100人ですけれども、このうち新規学卒、学校を卒業して就農された方は1,130人です。また、新規参入者、新たに農業外から農業を始められた方は3,580人です。新規就農者の中でも桁が1つ違うほど少ない方々です。そういう貴重な方々にどうしてこう補助金の差をつけるのか分かりませんが、この理由を教えてください。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

まず、国の事業につきましては、親元就農の位置づけといたしまして、新規就農ですね、新たに農業を始める人に比べまして、農地の確保、施設、機械器具の確保、技術の習得など

一定親元就農の方には優位な部分がございますので、それ以外の全く新しく農業を始める方と同等のリスクを取ってくださいという指導が来ております。

そのリスクといたしましては、親の経営品目だけではなくて新たな品目を取り組んでください、また、仮に親と同等の品目の場合には新たな栽培方法を試みてくださいということで指導が来ております。そういった取組をされる方につきましては、新規就農同様、親元就農であっても年間1,500千円の補助金が出ることとなっております。

一方、市のほうの1,000千円と500千円の差につきましては、基本的に国と同じ考えなんですけど、その中に、親元就農の場合には基本的に住、食に関わるリスクが軽減されております。その分で農業振興をする上で、やっぱり基本となる生活も安定していただきたいというところで、新規就農の方については1,000千円、親元就農の方については500千円という形で推進を図っているところでございます。

以上となります。

○5番（橋本正敏君）

多少分かりました。今までは全国の数字を言いましたけれども、八女市、本市の農業経営主の年齢を見てみます。65歳以上が全体の約58%、50から64歳が約34%、49歳以下が約8%です。就農者の高齢化が進む中、また、高齢化の方々が今後、もう10年といわず数年の間ぐらいで、戦後のベビーブームの方たちが平均寿命を迎えられて少なくなっていけます。そうすると、この割合も確かに変化するかもしれませんが、農業自体の縮小が考えられます。新規就農者がいかに大切かということが分かりますが、その中で、親元に就農するからといって差をつけるのは私は無理があるんじゃないかと思えます。

1つまたお聞きしますが、親元に就農する場合、同じような補助金を受ける場合に、例えばミカンならミカン、キウイフルーツならキウイフルーツ、ナスからナス、同じ作物を拡大することによって、その条件が克服されるということはできないのでしょうか、お聞きします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

先ほどリスクにつきまして御説明しました。リスクの考え方には様々な分野がございます。今代表的な部分として、他の品目であったり栽培方法を変える形で御説明いたしましたけど、その中には当然、親元就農者であっても、自分でお金を工面して土地を購入するリスク、施設を建てるリスク、そういった部分も当然リスクとなりますので、その最終的な補助事業に該当するかしないかという部分につきましては、県、国と相談しながら判断していきたいと思えますけど、一応一定国のほうからはそういったものもリスクに該当するというものの案内は来ておるところでございます。

以上となります。

○5番（橋本正敏君）

わざわざ親元に就農して同じ作物をするなら、親の栽培技術とかこれまでの経験で技術習得が容易になり、さらにいい品質のものができると思いますが、わざわざほかの作物を作ったり、違う作り方をしないとこの補助金がもらえないというのは何かおかしいような気がします。この辺もっと研究をしていただいて、よければ同じようにしていただきたいと思います。これは要望です。例えば、国の政策になかなか市が変更するということはもちろんできないと思いますが、市の考えとして、市の補助金としてある場合にはその辺を研究していただきたいと思います。

続きまして、特定地域づくり事業協同組合の取組についてお聞きします。

実はこれはもう今までに2度質問をいたしました。しかし、前向きな回答を得られることができませんでしたので、今回はちょっと角度を変えて質問をさせていただきます。

改めてこの制度の概要ですけれども、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出することができ、新規就農者にとっては年間を通じた仕事を与えることによって安定した収入を得ることができるという利点があると思います。新規就農者が作物を作り始めた場合、すぐに収入があるわけではなくて、何か月、1年も2年も先ということもあります。取りあえずの収入のためにこういう組合のところに行って仕事を行うことができればより安定した収入が得られて継続も可能になってくると思います。組合側からすれば、手の足りないときに若い人が来てくれるのはとてもありがたいことです。

このように年間雇用できることで安定的な雇用環境ができ一定の給与水準を確保することができる、そういうことで若い人たちにとっても、外にわざわざ出ていくんじゃなくて安心して地元で仕事ができ、人口の流出を食い止めることができます。そして地域の担い手を確保することができるんです。また、この仕組みは労働者派遣業に基づく労働者の派遣を県の届出なしに実施できるということでもあります。

それから、財政支援の措置としては、この組合の運営費の2分の1を国と市が負担します。その市が負担する、その半分がまた特別交付税措置がありますので、市は実質8分の1の負担でいいことになります。市にとっても有利な組合制度ではないかと思いますが、なぜこれが八女市で推進されていかないのか、その理由をもう一度お願いします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

お答えいたします。

確かに市の負担は少ないということでありますが、直接的に人件費に補助をする事業であるということなので、確実にこれが自立してやっていける確信がないと、なかなかこの事業の当てはめは難しいものと考えております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

人件費にお金を出すことができないということですから、これは人件費にお金を出すことができますので、どうぞ利用してくださいという最初からの制度です。

8月1日現在で全国で56組合が承認されてスタートしております。この制度そのものが国から人件費を含んだところでやってもいいという、そういう制度をつくってあるのに市が人件費があるから出せないということは何かおかしいという気がしますが、それ以外でまだ何か支障があるのでしょうか。それ以外でまたあったらお願いします。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

基本的に合併前の町村単位でも自立することができるんですけども、そこに1つだけでございます。ですから、需要を全て網羅するようなシステムにはならないような気がしております。

なぜかといいますと、初めにつくった企業、事業所1つが2人を雇用してそこにお金をつぎ込むと、同じくほかのところもつぎ込むと、旧町村単位で1つしかできませんから、事業の選択というのは慎重になるべきだと判断しております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

八女市で1つしかできないので慎重にということですから、慎重に進めていただきたいと思います。

現代農業の4月号に農家6人で立ち上げた青森県南部町の事例が載っております。また、ネットで御覧になると分かりますが、島根県の津和野町の事例も載っております。それぞれ何の支障もなく町と一緒に地域の方たちが、それぞれの違った事業所の方たちが寄り添ってこの協同組合をつくり新規の農業者を獲得しておられます。ですから、ほかでやってあるのに、なぜこの八女市でできないのかに非常に疑問を感じるわけです。

最初から大きな組合をつくるんじゃなくて、小さな組合、ここでは、今申し上げましたように、6人とか5人とか、大体4人以上集まればいいということになっておるようですので、そういう小さいところから始めて、それを大きくされていったらどうかと思いますが、そういう考えはありませんでしょうか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

お答えいたします。

そういう方法もあるのかもしれませんが、ただ、八女市としてとても広い地域を持っている地域だということで、実際の取組をされているところというのはそんなに広い範囲ではないようだというところで、事業が取り組みやすいのかなと考えております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

確かに、八女市は県内2番、北九州に次ぐ2番の大きな広い土地を持っておりますので、それを全部というとなかなか難しいことがあるかと思えますけれども、さっき申しましたように、まず狭い範囲でやり始めて、それを大きく広げていけば全部を網羅することができるのではないかと思います。

先ほど申しました、現在56の組合が立ち上がっておりますので、それをもう一度見ていただいて、私はできると思えますので、もう一度よく研究をされて、ぜひ進めていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○企業誘致課長（橋本秀樹君）

お答えいたします。

市長の答弁にもありましたように、この制度の活用については地域づくり人材の確保のための事業として、関係機関と情報交換をしながら、引き続き研究してまいります。

○5番（橋本正敏君）

引き続き研究していただきたいと思えます。そして、ぜひこれが立ち上がるように、そして地元から、地域からやる気のある若い世代の人たちがそういうグループをつくって、相談に来られましたときには親身になって一緒に立ち上がる方向で、進む方向で相談に乗ってもらって話し合いをしてもらいたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、ワーケーションの取組について質問します。

これは今年の6月議会で質問をさせていただきました。市内には多くの観光施設、宿泊施設がありますが、これらを利用して長期滞在されること、そうすることで八女の魅力を知っていただき、少なからず移住・定住につながるのではないかとこの質問でございました。

その後どのような進展があったのかを質問いたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

御質問にお答えいたします。

今年の御質問のときにおっしゃいましたように、観光施設等を使って新しい取組をという御提案がございました。そこで、今年の12月並びに今年の1月、お仕事体験ということで、短い時間ではあったんですが、観光と農作業、こちらを一緒にしたツアーをモニターとして実施しております。

これにつきましては、若い方に声をかけるということで、モバイルを使った募集をしましたところ、東京、大阪、神奈川、こちらのほうより合わせて9名のお申込みがございました。ただ、新規就農ということで農業体験だけではなくて、八女の魅力であります観光資源、また伝統工芸、こちらの体験も実施したところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

今年の8月14日、日本農業新聞に「半農半旅のススメ」という記事が載っておりました。観光と農作業を組み合わせるといふ事業です。今までは観光に行ってもその土地に短時間の見学、あるいはちょっとした作業、それから、その品物を試食する、その程度の観光でしたが、今は農業の魅力を体験したいという人が増えてきているようです。こういうことは地域にとって大きなチャンスだと思っております。

労働力の確保、農業の魅力発信、関係人口の拡大、それから新規就農者の獲得、これを目指せると思っております。

さらに、この方々が宿泊される施設、それに対して地元にあります、例えば夢たちばなビレッジ、こういうキャンプ場、それから宿泊施設、こういうのも有効利用ができます。こういったワーケーションですね、ワークとバケーションを重ねた造語ですけれども、こういうことが今後コロナが明けてますます盛んになっていくと思われまふ。今後はどのような計画をされているのか、お聞きいたします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

観光の中においてワーケーション並びにお仕事体験というのは非常に一つのツールになるかと思っております。

今年4月にオープンしておりますべんがら村、こちらにおいてもこういう観光施設を使っただけでございまして温泉館の1階部分はワーケーションのスペースとして設置したところでございます。今後どれだけのニーズがあるかというのは調査次第、また、要望次第となると思ひますが、今後十分にそれを観光の一つのツールとして入れていきながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

農業の魅力発信、大きなチャンスでございます。今後ともよろしく拡大されるようお願いいたします。

次に、今後新規就農者を増やすための新しい施策はあるかということで質問をさせていただきます。

現在、御承知のように、農業機械や農業資材の高騰がかなり顕著になってきております。農家の方、もちろん新規就農者の方には物すごい負担になってきております。県の単独事業に市の事業をさらに上乘せしてこの高騰を少なからず緩和していただけるような、そういう考えはあるのでしょうか、お聞きいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

県単事業で省力化の機械であったり、生産施設であったり、現在いろんなハウス関係まで入れていまして整備を推進しているところでございます。

確かに、議員がおっしゃるとおり、物価の高騰が続いて、鉄資材であったりビニール資材であったり、そういった部材が物価高騰により上昇しておりますので、それに伴って全体事業費が上がってくると認識しております。

現在、八女市のほうでは、県と情報を共有して、通常でしたら、例えば10月にハウスを整備するのであれば、10月ぎりぎり前に入札を行って事業を展開しておりました。それをやめまして、物価高騰がありますので、5月に承認をいただいた事業については直ちに入札行為を行って、10月までに物価高騰があるかもしれないので、早めに入札を行って入札時点で資材の確保をして物価高騰に備えてくださいということで早急に入札関係を行いまして、生産者の負担が上がらないような形で推進をかけているところでございます。

以上となります。

○5番（橋本正敏君）

本定例会の議案の中にも、肥料につきましては補助をしていただくということで上げておられますけれども、今、課長も言われましたとおり、それ以外のビニールとかハウス資材、それから農業機械、これらも同様に上がってきているわけでございますので、どうかこちらのほうにも現実的に補助を実際にしていただくということを強く要望いたします。

それから、国の制度ですけれども、具体的にいろいろ調べましたら、青年等就農計画制度とか強い農業・担い手づくり総合支援交付金とかいろいろあるということですが、これは今までであったのかと思いますけれども、これは実際に新しい就農者に対してどのような使い方をされておるのか、お聞きいたします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

新規就農者の支援事業につきましては、まず国のほうで今年からスタートしておりますのが、新規就農育成総合対策事業、こちらのほうは令和3年度まで、去年度までは農業次世代人材投資事業、中身については、経営を開始する人に1,500千円、農業経営開始に向けて研修される方については1,500千円、内容的には変わっておりませんが、経営開始してから最大5年間の1,500千円の制度が令和4年度からの事業については最大1,500千円が3年間と期間が短縮されているところでございます。

その他、旧制度では所得に応じて1,500千円から減額するような形になっておりましたけど、新制度につきましては、6,000千円以下の収入であれば、そのまま1,500千円交付します

よという形で、制度自体は大きく変わっていないんですけど、中身が若干見直しがあつているところでございます。

また、それに合わせて、49歳以下の方で農業を新たに開始する、認定新規就農者、こちらの方につきましては、機械、施設等の導入につきましては、国が2分の1、県が4分の1、本人が4分の1負担で整備できるような事業が新たにメニューで加わっているところです。ただし、こちらのほうについては、先ほどの1,500千円と重複される方については上限5,000千円、重複されない方についても10,000千円という上限が設けられております。

よって、例えば八女の中でイチゴを新規に始めたい方については、県の事業を使いますと、通常イチゴのハウスは20,000千円以上の整備費用がかかりますので、その2分の1を県の事業はもらえますので、この10,000千円を上限とした国の新たな事業よりは県の事業を使ったほうが本人の手出しが少ないので、その辺は整備する内容に合わせて支援のやり方を十分に検討したいと思っております。

最後になりますけど、橋本議員がおっしゃった各種事業については、基本的に、今言いました認定新規就農者であったり認定農業者であったりする分については過去も同様に支援策はございました。

以上となります。

○5番（橋本正敏君）

今後とも新しく就農される方にこういう補助制度、支援があるということを周知徹底されて、新規就農しやすくなるような方向で持っていってもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

では続きまして、空き家対策についてお伺いします。

まず初めに、空き家の把握はできているかということですが、御承知のとおり、人口の減少や高齢化によって空き家の数が皆さん方の近辺でも増えていることを実感されていると思います。

空き家の有効利用のためにも、なるべく早く空き家になったという情報を集めるべきだと思いますが、大体5年に1回ぐらいは最低でもしたほうがよいのではないかと思うんですけども、地元で一番身近におられる行政区長さんたちの協力を仰いだらどうかと私が言って、簡単に言うなどと言われるかもしれませんが、そういう考え、把握に対して今後どのように考えておられるのか、お聞きいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

空き家等の調査につきましては、先ほど市長答弁もございましたように、平成28年度に空き家等実態調査を行い、使用実態がない可能性が高い空き家とされた建物が1,529件、それ

から、そのうち現況のままの利用が不可能な空き家が569件でございました。

現在の空き家の把握はということですが、本市に存在する空き家のうち老朽危険家屋の把握につきましては、先ほどの調査結果をデータベース化しまして適宜情報を更新しておるところでございます。

新たに空き家になった建物や市が行っております除却促進補助事業以外で解体された空き家もございますので、現時点で老朽危険家屋の具体的な数は把握していない状況でございます。現状としましては、平成28年度に行いました、先ほどの調査結果を基に、防災安全課と各支所まちづくり推進係が連携いたしまして現地調査をしておるところでございますし、先ほど地元の協力をということでしたが、現在も行政区長さんや地域の方々からの情報を基に老朽危険家屋の把握に努め、対応しておるところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

地元の方が一番御存じでございますので、これからもそういう区長さんたちを通じて情報の収集をよろしくお願いします。

続きまして、空き家の利活用を進めるための施策についてですけれども、先ほど高山議員の質問でもございました。空き家バンクに計26件あるということでもございました。ただ、この空き家バンクにつきましては、所有者のほうからの申請があつて初めて空き家バンクに登録ができるんですけれども、なかなかこれが出てこないのが現状でございます。私たちの身近にも空き家になっていてもそのままほったらかしでどんどん古くなっていくという事例がございます。やはり今まで空き家には住んでおられなくても、その息子さんとか娘さんとか出ていった方が昔の思い出が詰まっていたりとか、先ほど市長答弁でもありましたが、仏壇が入っていたりとか、ほかの荷物がたくさんあつたりとか、そういうことでなかなか空き家バンクに登録するという思い切りができないというのが現状でございます。しかし、人が住まなくなった空き家というのは思ったよりも早く傷んでしまいます。そして、もうそろそろかなというぐらいで、いざ賃貸、売買をしようとしても、大きな修理が必要となつて、なかなかそれが成立しないというのが現状だと思います。

そこで、よく最近の言葉でアウトリーチという言葉が使われるようになりました。こっちの行政のほうから進んで手を差し伸べて、空き家になった方にこういう制度がありますのでどうですかというのを促すという、こういう積極的な方法で空き家バンクに登録していただくという、そういう考えはいかがでしょうか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まず空き家についてでございますけれども、空き家についてはあくまで個人の財産でござ

いますので、その処分については、解体をなされるのか、民間の不動産屋さんにご相談されるのか、または八女市が行っています空き家バンク制度を御利用されるのかというのは、あくまで所有者の方の判断になってくるであろうと考えているところでございます。

議員、今お話がありましたとおり、市のほうからあっせんはということでございましたけれども、こちらに関しましては、今のところ市からのあっせん活動は控えておるところでございます。

理由といたしましては、やはり、あくまで所有者個人の建物ということでございますので、一方的にこちら側から空き家バンクに登録を進めても、その結果として、例えば成約できなかったとか、いろんな問題が起きたときに、また市民の所有者の方とのトラブルに発生する事例も他の市町村では起きているということをお聞きしております。

ですので、私たちが今取り組んでいるのは、まず、この空き家バンク制度を皆さんに広く知っていただきたいということで、昨年度からは固定資産税の納税通知書の封筒に空き家バンクの連絡先を印刷させていただいたり、今年度からはその封筒の中に空き家バンクのチラシのほうを同封させていただいているところでございます。

また、県と広域で取り組んでおります無料相談会等も御案内しながら、住まいの終活、住まいの終わり方といいますか、早いうちから御自分のお住まいについて考えていただくような機会を設ける事業も取り組んでおりますので、こういったものを取り組みながら広く空き家の利活用に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○5番（橋本正敏君）

まさにそのとおりで、なかなかこちらから言うと余計に閉じてしまわれるというケースがあるのかもしれませんが、しかし、やはり何でも新鮮なうちといいますか、空き家になったすぐのほうの利用価値はございますので、それを放っておくと、もう何年かすると、使うよりも壊せということになりますので、何とか利活用するために、先ほどおっしゃられた広報、周知徹底をよろしく願いいたします。

旧大内邸の今後の活用はということで、旧大内邸というのは立花町にある旧大内邸でございます。八女市の市町村合併前に、当時空き家だった大内邸を保存会の人たちを中心に修復され、白城の里旧大内邸として生涯学習、文化交流、地域振興に利活用されてきました。なかでも田中真木さん、保存会の中心の方ですけれども、この方たちによる母の膳は好評で県内外からも多くの人たちに親しまれてきました。ところが、この保存会の皆さんの高齢化によって本年度で指定管理者をやめられると聞きました。

この空き家からわざわざ再生された旧大内邸、今後の活用はどのようにされるのかを質問いたします。

○議長（角田恵一君）

教育部長に申し上げます。議案第55号の条例改正との関連もございますので、その辺を含めて答弁をお願いします。

○教育部長（平 武文君）

お答えいたします。

先ほど議長からもございましたように、今定例会に条例の改正案を提案させていただいておりますので、そちらを可決いただきましたらば、食の提供ということで、保存と並行して活用のほうも図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

なかなか難しいですね、議案に出ておりますので。

それから、この旧大内邸の活用はざっと分かるんですけども、それでは、なぜこの旧大内邸がそんなに大切に保存されるのかという点についてはなかなか皆さん御承知でないかもしれせん。大内暢三氏の偉業を知る人は地元の方でもあまり知られていない。

二宮尊徳翁の風呂水の哲学というのを皆さん御存じかどうか分かりませんが、この哲学を生涯の信条として中国・上海に設立されていた東亜同文書院院長、そして、後に大学になるんですが、この初代学長に就任され、そのときが1931年から1940年です。これはどういふときかといいますと、日中戦争が1937年から1945年まであっておりますので、なかなか日中友好ができなかった時代です。そういうときに日中韓友好親善の原点としてアジアの友好、またさらに、世界の平和実現を説かれた先駆者でもございます。現在、ロシアがウクライナに侵攻して世界中がぎくしゃくした状態ですが、この哲学をぜひ勉強していただきたいものです。

この旧大内邸の価値を高めるためにも、さらに利活用するためにも、大内暢三氏自身にもスポットを当てていくというのは大切なことだと思います。

昨日、その旧大内邸に実際行ってまいりましたが、入り口のすぐ入ったところに銅像が、小さいこのくらいの銅像です。銅像があつたり、銅板によってその偉業が書かれております。ところが、その銅板の字はもうかなり古くなって、半分とまでいきませんが、読みづらくなっております。ですので、その偉業をたたえるためにもこういうことを改装したり、また、その偉業をホームページやインターネットにより配信、それから、パンフレットや紙媒体での広報活動、こういうことをされてはいかかと思いますが、この辺についてはいかかでしょうか。

○教育部長（平 武文君）

お答えいたします。

銅像につきましては、大内家の関係者の方々に建立されているものということで伺っておりますので、直接我々でどうこうというのはなかなか難しいところもございますので、もちろん現在でも施設の中に、展示室で大内暢三さんの御紹介をしたり、また、風呂水の哲学を解説された絵本も発行されたりしてPR活動もされているところでございます。御指摘のように、建物の保存と併せて、活用といったところでは、白木出身の著名な、大きな功績を残された方でございますので、御紹介のほうを積極的にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

よろしくお願いたします。

続きまして、先ほどは空き家の利活用でございましたけれども、今度は利活用されなくなった、解体が進まない空き家についてお聞きいたします。

空き家には、賃貸用、売却用、別荘などの2次的住宅用、この3つのほかにその他の住宅があります。このその他の住宅は全国で348万7,000戸ございます。総住宅の5.6%であります。これがいわゆる空き家問題になっているものです。空き家は老朽化することで倒壊や瓦の落下など危険なものとなり、また、不審者の不法侵入、放火等様々な犯罪に利用されたりもします。また、ごみの放置や猫などの動物のたまり場となり、近所トラブルの原因にもなっております。早急にこういった空き家は解体していただきたいのですが、なかなか解決、解体されません。この現状についてどのように現在把握されておられるのでしょうか、お聞きいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

八女市内の空き家のうちの老朽危険家屋につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、平成28年に実態調査を行い、その後現地調査、それから地元行政区長の皆さんなどから状況を情報としてお教えいただいて、それに対応しておるところでございます。

その対策といたしましては、先ほど市長答弁もございましたように、令和元年から老朽危険家屋等除却促進事業を行っておりまして、この事業の内容としましては、補助金額が解体費及び除却費について経費の3分の1で300千円を上限ということで、実績としましては、令和元年度が15件、令和2年度が26件、令和3年度実績が29件と解体に結びついておるところでございます。

以上でございます。

○5番（橋本正敏君）

東京都文京区では解体除却費を、これは都会ですから、上限2,000千円まで補助、それから、その解体した跡地を区が無償で10年間借りて、そこを公園として近所の人たちに開放す

る事業もあっております。この解体を進めるために、300千円と先ほど課長がおっしゃられました、この300千円という額が妥当かどうか、ちょっと上乘せすればもっと解体が進むのか、この辺についてはどのようなお考えでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、これまで上限300千円で事業を行ってきておりまして、年間30件ほどの除却が行われ、成果が出ておるところでございます。

このような中で、即補助額を増額ということはなかなかできない状況でございますが、老朽危険家屋の除却促進に向けて引き続き様々な角度から研究してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、先ほど文京区の補助事業のお話をされましたが、老朽危険家屋の除却対応につきましては、そういった他市の取組についてもアンテナを張り巡らせて情報収集をし、活用できそうな対策については検討していく必要があると認識をしておるところでございます。

○5番（橋本正敏君）

続いて、空き家税の考え方についてと今の解体が進まない空き家、ちょっとごちゃ混ぜになりますけれども、空き家税の考え方についてお聞きします。

京都市では今年3月に空き家や別荘など居住者がいない住宅に課税する非居住住宅利活用促進税という条例が成立したそうです。これがそのまま八女市に該当するか、適用されるかどうかはちょっと分かりませんが、こういう税の考え方について八女市の考え方はどうでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

先ほどから市長答弁もありましたように、京都市が令和8年以降実施されようとしております、いわゆる空き家税についてですけれども、非常に全国でも珍しい取組だと思っております。

ただ、京都市につきましては、特殊な事情とか背景があるのではないかと考えております。

御存じのように、京都市は世界的にも人気の高い観光と文化の都市でございまして、これによって外国からの投資の目的で不動産が大量に買われている背景もあるようでございます。

また、京都市は景観保全の関係で建物の高さ制限などがございまして、なかなか戸数が増やせない、住宅価格が高騰している、こういう背景がございまして、なかなか若い子育て世代が京都市から離れていっている、こういった背景があるようでございます。

この京都市の取組につきましては、税収の確保よりも若い世代に住みやすい環境をつくる

ことに主眼が置かれているのではないかと考えております。

こういった京都市の背景を考えますと、空き家税として八女市で検討させていただくには現段階では難しい事例ではないかと考えております。

○5番（橋本正敏君）

先ほども言いましたが、解体が進まない空き家はなぜ解体が進まないのかという、そこを一つ京都市が風穴を空けたかなというところだと思っておりますが、なかなかこれが全国に広まるということは難しいかもしれません。このなぜ解体が進まないかということについてよく言われるのが、家屋を解体したら固定資産税が6倍に上がるとよく言われます。これは固定資産税の住宅用地特例措置というものがございまして、考え方が逆なんですね。住宅を建てると住宅用土地200平米までは6分の1、200平米を超える土地については3分の1にこの税金を減額しますよというのがこの趣旨なんですね。ですから、解体するとその固定資産税が基に戻るということなんです。だけれども、これがあることによってわざわざ使わない家屋をお金をかけて、数百万円もかけて解体する、そんなことをせんでもいいんじゃないかという方がかなり多くいらっしゃるのではないかと、これが解体が進まない大きな要因の一つになっております。

ですから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、東京都の文京区では解体して、それを地域に開放することによって固定資産税を10年間免除するという考えでございまして。

ですから、こんなふうには解体費用は、これは幾らか分かりませんが、一応300千円今は補助してございまして、一応補助して税金も固定資産税を基に戻すのではなくて、地域に開放するならこれだけ減額をしましょう、猶予を置きましょうという、そんな考え方をされてはどうかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

京都市の取組についても、議会のほうでは決定をされているようではございますけれども、まだ総務省、総理大臣からの同意がないと進められないということでございまして、税として取り扱うには法定外税ということで、そういった総務省の同意がないと進められないと思っておりますので、八女市としましては、ほかの自治体とかの事例を注視しながら研究してまいりたいと思っております。

○5番（橋本正敏君）

今のは京都市じゃなくて東京都の文京区の話だったんですけれども、それでも税の話になるとやはり国が関係してくるのでなかなかできないということだろうと思っております。

そしたら、空家等対策特別措置法というのがございまして。空き家になった家屋もある程度古くなって、これは危険だということを認定されれば、この6分の1になるという特例措置

が解かれて、そのまんまの当たり前の固定資産税を払わないかんという制度でございます。特定空家という認定でございます。これが現在、八女市ではどのくらい実際に特定空家になっているのか、お聞きいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本市が空家等対策特別措置法に基づき認定している空き家は現在ございません。

○5番（橋本正敏君）

これもなかなか人の家は、これはもう解体して、価値のないんだから特定空家ですよというのはなかなか人情として言えないのかもしれませんが、これを少しは活用していけば、建っとっても税金は上がるんだよと、上がるというか、基に戻るんだよということが分かれば、ひょっとしたら少しは進むんではないかと思います。

このように、古くなった空き家、解体をされていない廃屋になった空き家、これをなくすことが周囲の人たち、近隣の人たちの安全・安心につながるとお思いますので、今後ともこれは進めていっていただきたいとお思います。研究して、どうか1件でも早く近所の方たちが安心されるように進めていってほしいとお思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

5番橋本正敏議員の質問を終わります。

午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

17番、日本共産党の森茂生でございます。本日最後ですので、最後まで御清聴よろしくお願ひいたします。

まず第1番目に、ジェンダー平等について質問を行います。

ジェンダーギャップ指数は、最新の2022年の数字で116位となっております。前年の120位から数字の上では若干上がっておりますけれども、調査対象国が前年の156か国から今回は146か国へと国の数が減っておりますので、実質的には順位は上がっていないと言えるようであります。先進国では最低でありますし、アジアでいえばフィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、インドネシア、韓国、中国より低いのが日本の現状です。

ジェンダー平等に関して国連より度々勧告を受けているのが、夫婦は同じ名字でなければならぬという民法の規定です。日本の婚姻制度は夫婦同氏制と呼ばれております。この制度について、国連の女性差別撤廃委員会でも問題視され、2003年、2009年、2016年、2018年と度々是正勧告が行われております。国連は、結婚後も旧姓を使用できるような法改正を日本政府に繰り返し求めております。

そして何よりも驚くべきことは、現在、夫婦同氏制を採用しているのは日本だけだということであります。2020年11月の参議院予算委員会で法務省による調査を基に、当時の川上陽子法務大臣が、現在、夫婦の同氏制を採用している国は我が国以外には承知しておりませんと認めております。夫婦同氏制が女性にとってどのような不利益があるのかという一例としまして、名前は変わっても中身は同じ人間ですけれども、行政での手続、職場での手続、銀行口座やクレジットカードの手続など、多くの方は数十回の手続が必要と言われております。

そこで質問しますけれども、ジェンダー平等についての市長の見解をお伺いします。

2番目に斎場について、3番目に農薬使用についてお伺いをいたします。

詳細につきましては、さきの発言通告に基づき、質問席にて質問を行います。よろしくお願いたします。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、ジェンダー平等についてでございます。選択的夫婦別姓についての見解はという御質問でございます。

選択的夫婦別姓制度は、婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題であるため、国民の理解のもとに進められるべきものであり、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、市職員の管理職に占める女性職員の割合を引き上げるための現状と課題はという御質問でございます。

令和4年度の管理職に占める女性職員の割合は14%でございます。女性職員の登用につきましては、管理職に占める女性職員の割合を20%以上とする数値目標を設定しております。目標を達成するために効果的な取組を行いながら、女性職員の活躍推進に向けた職場環境づくりや人材育成に努めているところでございます。

次に、市職員の配偶者出産休暇及び育児休業の現状と課題についてでございます。

仕事と家庭の両立や女性職員の活躍推進の観点からも、男性職員の出産補助休暇や育児休業などの取得促進に努めているところでございます。

近年の状況につきましては、出産補助休暇はおおむね取得できていますが、育児休業を取得した男性職員は3名にとどまっています。育児休業を取得しやすい環境を整備するとともに、職員の意識啓発に取り組んでまいります。

次に、斎場についてでございます。八女西部斎場、八女市斎場の管理運営はという御質問でございます。

八女西部斎場、八女市斎場ともに管理運営業務を民間事業者に委託をしております。

なお、八女市斎場は、黒木斎場、上陽斎場、矢部斎場、星野斎場の4か所を一括して委託しております。

次に、火葬後の骨壺に入りきらなかった骨や灰「残骨灰」の処理はというお尋ねでございます。

八女西部斎場におきましては、一部事務組合が処理業者に発注して処理を行っております。八女市斎場におきましては、管理運営業務の受託業者を通して処理を行っております。

次に、農薬使用についてでございます。（市役所（本庁、支所）学校、保育所、公園で）屋外、屋内で農薬はどの程度使用されているのかという御質問でございます。

市役所、学校、保育所、公園における農薬の使用状況につきましては、配信している資料のとおりでございます。

屋外では、敷地内の雑草対策と樹木の害虫駆除として、それぞれ除草剤、殺虫剤を使用し、屋内では、衛生害虫の防除として殺虫剤等を使用しております。

農薬の使用基準は設けているのかというお尋ねでございます。

農薬の使用基準につきましては、市としては特に設けておりませんが、安全に配慮し、適切に取り扱っております。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず第1番目に、ジェンダー平等についてお尋ねをいたします。

実は私も男女共同参画の審議委員を7年間ほど最近ずっと務めていますけれども、これは相当根深いといいたいまいしょうか、昔からの流れで来ておりますので、今日、あしたにさあというのなかなかいかないというのは十分理解をしております。しかしながら、国連でも今問題にされておりますように、男女平等を進めないと、もうこれ以上経済的にも、あるいは循環を進めていくためにも無理がある。だから、今各国でジェンダー平等を進めているわけがあります。

歴史をちょっと振り返ってみますと、私もびっくりしましたけれども、江戸時代に黒田藩に仕えた貝原益軒という非常に有名な大学者さんがいらっしゃいますけれども、儒教の教えを解いているんですけども、この人の有名な本に「和俗童子訓」という本があるようですけれども、その中に女性は三従だ、3に従うという意味ですけども、幼少のときには兄貴さんやら父に従い、嫁に行っては夫に従い、老いては子に従い、これが女性の道徳としての一般的に考えられた普及したような内容です。ですから、女性は従うばかりで、主体性を

持って動かせないような時代背景があったのだと思います。昔は女性は名前すら残してもらえなかったという記事がありました。

それで、ちょっと昔の古文書が手に入りましたので、確かに権太家系図というのがありました。これは権太五太夫さんが正保元年、1644年ですので、逆算しますと今から378年前になります。それから11代までの家系図がありますけれども、実際、女性の名前は1つも出てきません。男の人はちゃんと、特に跡継ぎさんは世襲ですので、何月何日生まれ、何月何日死亡した、そして法名まで載っております。ところが、女性になると、読みやすいところを読みますと、長男さん、鍋太郎さん、そしていろいろ載って、法名まで載っています。そしてその次は「女」としか載っていないです。そして小三郎さん、これは男でしょうけれども、川甚太夫のところ養子に行ったという下りがあります。その次、「女」で名前はありませぬ。宝暦5年10月19日卒、そしてその次も「女」で、宝暦9年7月19日卒、卒というのは恐らく死んだという意味だろうと思いますけれども、名前は全然出てきません。男はきちっと出てきますけれども。そしてもうちょっと後のほうにこういうのがあります。岡嶋彦作室と、側室の「室」ですので、この男の人の嫁さんだろうと想像できます。またその次も「女」ということで、鈴鹿郡広瀬村、平民、市川半次郎室と下りがあります。名前は全然出てこないわけです。男の名前は出てきますけれども、女性の名前はこういう格好で一言も出てこない。いわゆる男尊女卑で、女性というのは低く見られていた長い歴史がありますので、やっぱりそういうのが残って、男子は厨房に入らずとか男尊女卑とか、そういう言葉がずっと来て、私たちもいつの間にかそういうのがずっと頭の中にこびりついて、理屈の上では分かっているけれども、なかなかそれが現実の問題としてまだ捉えられていない過程の段階だろうと思います。

そういう状況ですので、急には変わらなくても、なるだけ早く変わるような手だてを順次打つべきだろうと思います。自然にほったらかしとったら100年も200年もかかってしまいますので、今盛んに国挙げて、世界挙げていろんな取組をしているところです。

その中で、発言通告にもしておりましたように、国連からも指摘されているのが、1つ、民法750条の規定です。「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定されておりますので、どちらかの氏を名乗らなければならなくなっております。婚姻届には、「婚姻後の夫婦の氏」という欄がありますので、必ずそれを書かんことには受け付けてもらえないということで、奥さんの名字でもいいんですけども、ほとんどの場合が男の名字を引き継いでいるというのが今日までの流れかと思えます。

選択性の夫婦別姓問題、先ほど国の動きを見て判断するという言い方でしたけれども、市長、これに関して個人的な私見でも結構ですけども、この夫婦別姓、夫婦は別姓では駄目だ、同じ名字でなければ駄目だと規定されております。いかがお考えなのか、個人的な御意見でも結構ですので、お伺いします。

○市長（三田村統之君）

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、我が国はこういう状況の中でございますので、私個人の意見は差し控えさせていただきたいと思います。

○17番（森 茂生君）

なかなか市長としては言いづらい分もありましようけれども、それは分かります。

一つ、これは世界的に取り組まれている問題です。いわゆるジェンダー平等です。市長もこのバッジをつけられていますよね。それは17に分かれているかと思いますが、17。その5番目にジェンダー平等というのが入っているんですよ、そのバッジの刻みの中に。5番目、ジェンダー平等。そういう観点からも、せっかくバッジをつけられているんですので、ぜひ前向きに今後やっていただきたい、このことを申し添えておきたいと思います。

2番目に行きます。

市職員の女性の登用率の問題ですけれども、ここに資料を頂きました。目標が20%、そして現状では14%という資料であります。国の目標は30%ですけれども、八女市では20%ということが設定されているんだろうと思いますけれども、この20%という数字はどちらから出たのか、お伺いします。皆さんで庁議で検討されたのか、担当課が提案したのか、あるいは市長が提案したのか。この20%という目標数値、どこから出たのか、お伺いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

この数値目標についてでございます。これにつきましては、人事課のほうで女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのを策定しておりまして、その中で、管理職に占める女性職員の割合を20%以上、それから、係長相当職の女性職員の割合を30%以上という目標設定をさせていただいております。

これにつきましては、平成28年に前期の行動計画を策定しておるんですけれども、その当時、管理職で14%、同様でございますけれども、それから、係長職で25%の実績、そういうことで、それぞれ5ポイントから6ポイント引き上げるということで内部で設定させていただいているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

分かりました。そしたら、庁議で決めたわけではないけれども、皆さんが十分納得した上の目標数値ということで理解してよろしいんですね。

この目標を達成するために、審議会資料を見ますと、ライン職がなければ駄目だということで、ライン職の目標を34%と規定されております。ライン職といえば課長補佐、あるいは係長というクラスの人たちだろうと思いますけれども、ここの手元に出していただいた数字

では、令和4年は課長補佐級が36%、係長級が36%ということで、この数字だけ見れば目標の30%以上、あるいは34%を超しているわけです。ですから、これが待っても少ないなら、幾ら課長職をつくろうと思ってもいきなりというわけにはまいりませんので、下の積み上げたところで課長補佐級までは36%女性が入ってきておりますので、あとは14%を20%に引き上げるだけだろうと思います。これが恐らく——人数にして何人になりますか。2人ですか、3人ですか。20%になすためには、あと課長級を何人増やせばいいんですか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

単純計算で、3名ほど増やすと目標には達成するというところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これは決して不可能な数字じゃないと思います。ですから、皆さん合意の上で20%ということであれば、来年にでも20%に達するようにぜひしていただきたいと思います。

というのは、私も審議会ですっといろいろ見ていますけれども、よその分野でなかなか進んでいないのが現状です。ですから、肝心要の市役所内部がきちっとそれなりの目標を立てて達成する、その姿を見せないことには、よそさまで、さあ、幾らやれやれと言ってもなかなか無理があるだろうと思います。それで、まず一番の段階として、目の前に迫っていますこの課長職、あるいは部長職の20%目標達成、ぜひこれを近い将来、何年も先ではなく、ぜひとも来年度ぐらいには達成できるように配慮していただきたいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

管理職に女性職員を登用するという問題、これは非常に私も今念頭にあるところでございまして、まず20%にはできるだけ早い機会に実現をしたいと思っております。

今、議員おっしゃったように、係長、課長補佐、それぞれ三十数%おります。研修等も積極的に参加をしていただいておりますので、できれば早い機会にと考えております。

○17番（森 茂生君）

前向きな答弁ありがとうございます。

新規採用に占める男女の割合ということをちょっと出していただきましたけれども、ほとんど男女の差は、年度によっては多少違いますけれども、新規採用もほぼ一緒ぐらいの数字で、凸凹はもちろんありますけれども、大体同じぐらいで新規採用が進んでいますので、当然そういう人たちがいないわけじゃないわけですので、ぜひ達成に向けて御努力をお願いいたします。

それから、出産育児休暇についてですけれども、3人という話がありましたけれども、過

去に育児休暇を取った人が3人という市長答弁だったと思いますけれども、これは過去に3人なのか、年に3人なのか、そしてどれくらい期間が取られたのか、お伺いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

答弁の中では近年においてはということで、その内訳については、平成29年にお一人、令和元年にお一人、それから、令和4年に、今年度ですけれども、お一人ということです。直近の令和4年に取られた方については、約1か月半ほど育児休暇を取得されてあります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ゼロではなかったんですね。

令和元年度の資料を見ますとこれは男性の育児休暇です。元年度は都道府県で5.5%、市町村で9.7%となっています。そしてもう少し新しい数字では、2020年度に地方公務員は13.2%と載っております。それで、パーセントにしますと、恐らくこれよりかなり低いのかなと思います。誰でもかんでも対象者じゃありませんので、実際に子どもさんが生まれたときに初めて対象になるわけですので、そう多くはなくても、1人ぐらいではやっぱり相当頑張っていたかかないことには平均に達しないような気がします。

男性の出産休暇、これについてはどうなっていますか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

出産補助休暇の件だろうと思いますけれども、この出産補助休暇については、出産に係る入院の日から出産日後2週間経過するまでの期間に3日間取られるというものでございまして、これについては比較的多くの男性職員が取得をしているところでございます。出産補助休暇については、取得率としましては、若干の増減はありますけれども、約70%から80%ほどの取得をされております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

思った以上に多かったですね。私はほとんどないのかなと思っていましたけれども、結構なことだと思います。

今各地で育児休暇を取得するために国を挙げてやっていますけれども、イクボス宣言というのが今はやり言葉のようにあちこちで言われております。ここに服部知事のイクボス宣言というのが出ていますけれども、服部知事自身がイクボス宣言で、職員の仕事と子育てや介護などの生活の両立を支援しながら、自らも仕事と生活の充実に取り組むイクボスとなり、先頭に立ってこの取得を推進しますという宣言です。それで、近隣では大川市において市長、

あるいは係長以上の管理職90人以上がイクボス宣言をしたということを言われております。北九州市は管理職615人がイクボス宣言、あるいはその近隣の16市町村の全首長さんがイクボス宣言をして、北九州都市圏域共同イクボス宣言というのを出しておられます。いろんなところでこういう動きがあっております。取りやすい環境をつくるために、やっぱり自らが先頭に立ってこういう宣言をして、休暇を取りやすい雰囲気をつくっていくことが大事だろうと思っております。

この取得率を上げるための有効な手だて、何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

男性職員の育児休業の取得がなかなか増えないという現状がまずございまして、やはり要因としては様々あるかと思っております。一つはやはり収入の面かと思っております。先ほど申し上げました出産補助休暇であったり、育児参加のための休暇ということになると特別休暇での対応となりますが、育児休業に入りますと給与のほうを支給されないということ、それから、先ほど森議員も言われたように、非常に忙しい職場の中で休暇が取りにくいという面が考えられると思っております。やはり先ほど森議員が言われたとおりですが、本人もしくは職場の周りの職員の意識、これが非常に重要だろうと思っております。やはり男性も育児に参加をするという意識づけ、これをしっかり持たせるということ、これは人事含めて、やはり周囲の職員が育児休業の取得をしっかりと促していけるような雰囲気をつくっていくということ、こういったことがこの取得率を上げる重要な手だてだと思っております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ぜひ頑張ってくださいと思いますけれども、それと併せて、これは西日本新聞ですけれども、「「取るだけ育休」嘆く妻」ということで、取ったばかりで家でごろごろしてから、かえって子どもが1人増えたみたいだという新聞記事ですけれども、やっぱり取るなら取るごと、きちっと朝もちゃんと起きて御飯を炊くなり、炊事をするなり、そういうところまで含めたところでやらないと、ただ取るだけじゃ、かえって奥さんに迷惑かけるようなことになってはまずいので、やっぱりそういうところも含めたところで庁舎内でよくよく理解を深めて、取ることに意義はあるんですよ。意義はあるんですけれども、それを実のある育休になるようにぜひ努力をお願いしたいと思います。

次に行きます。

火葬場の問題ですけれども、私がなぜこういうのを取り上げたのかといいますと、これも新聞ですけれども、「遺骨・遺灰求める業者増」ということで、非常に希少価値の高い金とか銀とか、最近、どうかすると値が五、六倍とか跳ね上がって、それと併せて、ある意味で

は火葬場に残ったあれは宝の山だという表現をしているところもあるようです。ですから、私も見て、果たして八女市の場合、どういう処理が行われているのか、全然こういうのは今まで私考えたこともありませんでしたので、お伺いをしたところです。

それで、いろいろ数字を出していただきました。八女市斎場というのは、八女市と立花町、昔からの一部事務組合ですので、ちょっと向こうの西部のほうの火葬場、旧黒木、上陽、矢部、星野は以前からあった、そこで今までどおり火葬が行われているということで、両方トータルしますと、平成30年度が973件、令和元年度が980件、令和2年度が974件、令和3年度が915件ということで、1,000件弱の方が大体毎年八女市で火葬が行われているようです。

ちょっと見てみて物足りなく思ったのが、この中に、よそでは動物の死骸を結構焼いているんですね。どうかしたところは、火葬場によっては3分の1ぐらいは動物という場所があります。それで、八女市の場合、火葬場において動物関係はどのような取扱いになっているのか、お伺いします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

八女市において動物の火葬のほうは行っておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そしたら、なお疑問があつて、例えば、広島の場合ですけれども、一つの火葬場では人体が6,441件です。そうすると、動物が2,487件というとんでもない数字がここで処理されております。ということは、八女市の場合、動物関係は自分で処理をしているということでもよかったですかね。火葬場では全く処理はしていないということでしょう。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

今、広島の事例というのは、私も今数字を聞いてびっくりしておるところですけれども、市においては動物の火葬というのは民間のほうで行っていただいていると認識しております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この残骨灰をめぐっては、一応国の通知がはっきりしませんので、各地区どうもばらばらみたいです。私も調べてみて、全く違うわけです。それで、どう取り扱えばいいのか。八女市の場合、その取扱い規程、基準、そういう内部の規則、そういう取り決めた、どう処理をしてくださいよ、委託するときの条件に、そういう明文化されたものがあるのか、ないのか、お尋ねします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

八女市の斎場、黒木、上陽、矢部、星野に関してでよろしいでしょうか——につきまして、こういったやり方でやってくださいという細かな明文化したものはございません。施設の管理運営業務委託の中で、残骨灰の処理をしてくださいということで記載しております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

極端に言えば、ほとんど取決めはなくて、委託しているということですかね。私はそれはちょっとまずいんじゃないかなと思います。やっぱりきちっとした取決めをしておかないことには、非常にこれは感情が絡む問題ですので、場合によっては何ということをしよるのかということが起きらないとも限らないわけです。ですから、きちっとした取扱い基準、これはよそのを見ると事細かに書いてあります。全部が全部じゃありません。全部が全部じゃありませんけれども、事細かに基準を決めて処理してあります。

そして、大体国のほうが問題ですけれども、2010年に厚生労働省の通知でこうなっているんです。宗教的感情の対象として扱われる場合は廃棄物ではないが、宗教的感情の対象として扱われない場合は廃棄物とする。要するに、市町村の判断にお任せしとるということだろうと思います。しかし、だからといって廃棄物として下手なことをしていると、それは住民感情に触れたら、私はとんでもないことになるおそれがあると思います。

それで、ここの近くでは久留米の取扱い、基本指針とか、いろいろ事細かにうたってあります。基本業務は残骨灰と、その中に残っておるのを分別し、それぞれ適正に処理すること、法関係を遵守すること、処理を行った残骨灰のうち、全体処理量の1%を市へ返すこと、その1%を供養塔に入れて手厚くするというこのようです。1%をまとめて代表してということだろうと思います。そして処理過程で出た副産物、有価物については売却処分をしてくださいということでなって、何ページにもわたる事細かな取扱い基準があります。そして、今問題になっております有価物、金属類は、金属の精錬に係る云々ということで、事細かに出た場合、どうするのかということで決まっております。露骨に言えばこういうことです。入札の告知書にこう書いてあります。残骨灰処理費予定価格1,679,300円、有価物収入予定価格18,463,500円、18,000千円からパラジウムとか金、銀が久留米の場合、出ているんだろうと思います。そういうのをきちっと書いた上で処理、そして残り1%を供養塔に入れてやっているということです。

ついでにもう一つしますと、これは京都の中央斎場、残骨灰から処理した有価物は、精錬の上に本市の検査を受け、受託者が時価で買い取るということをやっています。そして、残骨灰を宗教的感情及び個人の尊厳の対象として扱っており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物には該当しないということで、明確にこの場合、うたってあります。

どっちでもいいんじゃないしに、京都では廃棄物じゃありませんということで、やっぱりそこまでしておらないといろんな問題が今後発生する気がしているわけです。

そして、これもちょっと露骨ですけども、金、銀、プラチナ、パラジウムは、金、銀は純度99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度99.95%で精錬の上、純分認証極印、何か判を押すんでしょ。これは間違いはないということで、それを押してから市に返還しなさいということで、火葬業者からすれば、これは金目的じゃないか、そういう批判も出ているところもあるようです。ですから、ここら辺は住民感情がありますので、どうするのかはお尋ねしませんけれども、やっぱり最低限住民感情を逆なでするような処理が行われないように、それはどうなっているのか、例えば、粗末に扱われていないのか、それはぜひ一度きちっとした基準をつくり、現地を確認してやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境課長（石橋信輝君）

ありがとうございます。いろんな事例を今おっしゃっていただきましたけれども、おっしゃるように、この残骨灰の処理については各自治体の対応に委ねられております。本市としましては、最終的に残骨灰を処理する業者さんというのがいらっしやいまして、そちらのほうは八女市ではございませんが、近隣の墓地に慰霊碑を建立していただいて、最終的に八女市の残骨灰はそちらのほうに納めるという流れで、施設の業務の管理運営を受託している会社からは、その流れにつきまして御報告をいただいているという状況で内容を確認しております。

しかしながら、今、議員がおっしゃいますように、例えば、入札というスタイルで業者を決めていらっしやるところは、今入ってくるお金のほうが大きいので、ゼロ円とか1円入札という形が起きているそうです。そうすると、なかなか業者の正体というか、どういう仕事をきちんとしてくれるかというのが見えにくいという部分もあったり、非常に貴金属取引が今高騰しているので、安易にお金が入るものということで、そういった商売と言うとちょっと語弊がありますが、そういう捉え方をしている業者さんが出てきているという心配も確かに報道されています。そういった情勢をいろいろ勘案しまして、本市としても今施設の管理運営の業務を委託している中で、残骨灰の処理について、もうちょっと業者間で、こういった処理をしていったらどうかという基準とか、そういったものについて話し合いながら、今後の対応を研究させていただきたいと思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ちょっと不明な点があるんですけども、八女市斎場、あるいは西部でもいいんですけども、残骨灰の中から選別して貴金属を取り出しているんですか、八女市の斎場の場合。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

本市の場合は、施設の管理運営を委託している業者さんのほうに残骨灰の処理をお願いしていますが、そこから先がありまして、最終的に処理をする業者さんというのがまたいらっしゃるんですね。そちらのほうが一女から搬入された残骨灰から金属とか、その辺を分別して、そこで収入を得て、その得られた収入を、先ほど申し上げた慰霊碑とか、あとは分別に関する費用とか供養とか、そういったところの支出に充てていただいていると、こういった流れで一女市の残骨灰は処理されております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そしたら、貴金属が幾らの値打ちがあつて云々というところまで分かるんですか。それとも、また委託した業者がどっかに処理を委託している。その委託した残りの灰をどのように処理しているか、そういうのまで完全につかんでありますか。

○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

処理を分別後に最終的に残った残骨灰につきましては、慰霊碑の中に納めさせていただいていると。そこが最終の納める場所という形になっております。（「貴金属は、貴金属」と呼ぶ者あり）

すみません。もう一つの質問のほうよろしいですか、貴金属の部分の質問、すみません。もう一度お願いします。

○17番（森 茂生君）

一女市の場合、貴金属も取り出しているということであれば、どれくらい年間それが貴金属に代えて精錬されて収入があっているのか、はっきり分かりますか。

○環境課長（石橋信輝君）

すみません。失礼しました。

取り出している金属の収入額は把握しておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

把握しておりませんと言えば、ぜひ把握してくださいよ。今これだけいろんなところで問題になっていますのでね、一回きちっとして、どういう処理して、収入が幾らあつて、云々でないと委託金額から変わってくるはずですよ、全部の。そこ収入があっているわけですので、貴金属を精製しているのであれば。そこら辺のところとも兼ね合ってきますので、よそではそれは100%戻してもらう、ちゃんと純粋なものにしてということのところもありますので、そこんところはきちっと最後まで把握をしていただいて、不信感を抱かれないような、

そういうのをぜひ一度規則なり、内部のそういう取決め、あるいは委託するときの取決めなんかを一回精査していただきたいと思います。部長はどなたですか、市民部長、ぜひそこら辺のところを一回精査して、ちゃんと答えられるようにしていただきたい。いかがでしょうか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

私も議員が拝見された同様な新聞を見て、初めて残骨灰からそういった貴金属等々で収入があるということを知りました。八女市には旧八女含めた一部事務組合でございしますが、それと4斎場ございまして、一組と同じ業者さんのほうに委託はしているものですね、それから先の部分というのは、そういった部分の認識等々が今までございませんでしたので、今後、引き続き調査研究をして、適正な形で対応するようになりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○17番（森 茂生君）

最後になりますけれども、農薬使用について、これも時々学校のほうには前から言っているわけですが、これは農水省と関係省が出しているチラシを資料としてつけていますけれども、一言で言えば、これに基づいたやり方でやっていただきたいと。それで、ここに使用の実態を載せていただきましたけれども、特に学校や保育所ですね、そこでも一番今問題になっています除草剤のラウンドアップなんかも回数は少ないです。一、二回ということですが、使っております。これによると、付近でも使うなどということです。学校とか、保育所とか、住宅地とか、病院とかの付近でも。付近どころか、学校の中で使っておるなら、これまたいろいろよそにも言えないし、やっぱり問題やろうと思います。

それで、これは名古屋市の例ですけれども、この国の通知に基づいてびっしりと、ほとんどこれを具体化したものです。病虫害の生息状況にかかわらず、一律に農薬を散布することとは、特別な事情においてはならないとか、日頃から病虫害が発生しにくい環境づくりをするとか、最終的に農薬を使用する場合は、あらゆる手だてを取った上で、どうしても駄目なときには農薬を使用するという考えです。それで、ぜひこれを実現していただきたいと思います。これは国の住宅地における農薬使用についてということで、ここのチラシにありますように、特に学校や児童生徒がいるところは慎重にやってくれということが言われております。

1点だけ、財政課ですかね、これはお尋ねしますけれども、地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加すること、おたくが参加しなさいということですが、そして、植栽管理に係る役務について、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律、いわゆるグリーン購入法というのがあるそうです。私

も初めて知ったんですけど、このグリーン購入法、これに農薬とかなんとかが入るそうです。ですから、このグリーン購入法というのはどういう法律なのか、簡単にちょっとお尋ねします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

グリーン購入法といいますのは、国や独立行政法人等に関して責務を定めておられまして、国からそういった通知に基づいて、なるべく環境に配慮した物品等を購入しなさいという法でございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これもSDGsの17項目の12番目に入っている「つくる責任 つかう責任」という中に入れ込んであるんですよ、この農薬使用関係も。環境に優しい循環型社会が長続きするようになるので配慮しなさいということです。そして、特定調達品目というのが定められているそうです。特定調達品目、これは分かりますか。分からなかったらいいです。

○議長（角田恵一君）

質問を続けてください。

○17番（森 茂生君）

私もようやく見つけました。植栽の場合が総合的害虫防除、農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用、害虫防除が殺虫剤、殺鼠剤、適正利用を含む総合的防除剤、害虫などの発生・侵入を阻止するもの、事前計画目標設定、作業後の効果判定、殺虫剤の適正な効果、あるいは使用、これがいわゆるグリーン購入法の中に定められているそうです。私も初めて知ったんですけど。きちっとそういうところを勘案して、振るときは振って、なるだけ環境に負荷をかけないような取組をしていただきたいというのがこのグリーン購入法の趣旨のようです。そして、それがいわゆるSDGsの12番目の大もとはそれから発生して、そういう取組をしなさい、農薬を使用する場合は、極力環境に優しい農薬を使用しなさい、できれば使用しないで済む方法を取りなさい。例えば、学校でいえば、植木の下でマルチをすとか、木の場合は冬こもをかけて、その中に害虫を越冬させて、それを春先取ってから焼却すとか、いろんな手だてがあるわけです。ですから、まず農薬を使う前にどういう手だてがあるのか、これはぜひ教育長、使う前に皆さんと相談して、そしてやむを得ずこれ以外ないということであれば、それは今の時点で仕方がないかもしれませんが、PTAに相談するなり、マルチを張るなり、そこをぜひ改革していただきたい。一、二回ですので、それは無理なことを言っているわけじゃないと思います。近隣でも使うなということになっているんですよ。学校の内部で使いよったんじゃ、とてもこれは説得力がありませんので、

教育長、答弁をお願いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今、議員御指摘のように、農薬、除草剤ですけれども、使わないにこしたことはない、それは当然だろうと思います。

ただ、やはり現状を見てもみますと、なかなか人的な関係とか、そういったことで全て使わないという具合には今のところなっていないというのが現状だろうと思っています。

ただ、おっしゃるように、使うときには、先ほど言われたような条件等を踏まえまして、適正に法に従って、あるいは利用の仕方等に従って使っていきたいと思いますが、極力使わないで済むように努力してまいりたいと思います。

○17番（森 茂生君）

私は今後使わないようにしますという答弁が出てくるのかなと思って心待ちにしていたけれども、どうもそうじゃないみたいです。

どこかの学校、今日聞いたんですけれども、乗用の草刈り機があるそうです。それが全然使われていないという話も聞きました。それはいかがでしょうか。その点どうなっていますか。恐らく高額な乗用の草刈り機ですので、使われていませんか。

○議長（角田恵一君）

学校教育課長、答弁できますか。

○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

適宜使用しているものと思っております。

○17番（森 茂生君）

適宜使っているということですね。私も今日聞いたばかりですので、確認してみますけれども、やっぱりそういうのを十分使って、場合によっては回しで使ってもいいんだろうと思います。よその学校に貸付けたりしてですね。そいけん、あくまでも農薬を使うのは最後の手段ということでぜひ御認識をいただきたいと思います。

保育所のほうも来ていただいています。保育所はもっと小さいからもっと影響がもろに出る。これはすぐは出ませんが、後々に出る可能性はありますので、保育所のほうはどのようにお考え、これは市長の決裁を仰がんでもいいわけですので、課長の答弁をお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

資料で提出をさせていただいております中身につきましては、公立保育所は3か所ござい

まして、そのうち1か所、福島保育所につきましては、子育て支援拠点施設やめっこ未来館と併設をいたしております。ここに掲げております内容につきましては、全体を網羅した形で書かせていただいておりますけれども、除草剤の使用につきましては、先ほど言いました子育て支援拠点施設、こちらが道路を挟みまして東側に第2駐車場も整備しておりますが、こちらに使用をいたしております。したがって、保育所そのものにつきましては、除草剤の使用は行っておりません。そういったことで、子どもたちにできる限り配慮した形での使用をさせていただいているところでございます。

○17番（森 茂生君）

先ほどのこれですけれども、近隣でも使うなということなんですよ、これは。ましてや内部ではという、私はそういう言い方をしているつもりです。近隣でも使う場合はこうしなさいよというのがこれの趣旨ですので、ちょっと離れとる駐車場だからいいというわけじゃないんですよ。そこも含めたところで使わないような対策を取っていただきたいということなんですよ。ちょっと時間がありますけれども、担当部長はどちらですか。決意のほどをお願いします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

今それぞれの学校、それから、保育所の状況等を説明いたしましたけれども、やはり必要に応じて最低限使っている状況かと思いますが、今後につきましては、また現場の状況等を踏まえながら、使用については検討をしていきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

検討ではなく、やめますという答弁が私は欲しかったですけれども、今後も注視していきますので、不必要な農薬、そして極力使わない対策、これを強くこの場で求めておきます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時52分 延会